

施策 1 2 3

がん対策の推進

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

平成 31 年度末での到達目標

県民の生命と健康をがんから守るため、がんを予防し、また、がんを早期に発見し早期に適切な治療を行うことで、がんによる死亡者数が減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|---|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標については目標を達成できませんでしたが、過去5年間では概ね減少傾向にあり、また、活動指標の平均達成率が90%以上であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|---|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-------------------------------------|--|------------------|------------|------------------|------------|------------------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 75 歳未満の人口 10 万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後) | / | 69.6 人 (27 年) | 0.93 | 68.4 人 (28 年) | / | 66.0 人 以下 (30 年) |
| | 70.8 人 (26 年) | 75.2 人 (27 年) | | / | / | |
| 目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 国が策定した「がん対策推進基本計画」の主目標の一つであり、がんによる 75 歳未満の死亡状況について、年齢構成を調整した県の人口 10 万人あたりの死亡者数 | | | | | |
| 29 年度目標値の考え方 | 平成 31 年度の目標値達成に向けて、目標値と現状値の差である 4.8 人を 4 年間で着実に解消することができるよう、現状値から 2.4 人減少となる 68.4 人を平成 29 年度の目標値に設定しました。 | | | | | |

| 活動指標 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------------------------------------|--------------------------------|---|---|--|---|---|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 12301 がん予防・早期発見の推進 (健康福祉部医療対策局) | がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん) | | 乳がん 41.0% 子宮頸がん 50.0% 大腸がん 34.0% (27年度) | 乳がん 0.92 子宮頸がん 1.00 大腸がん 0.96 | 乳がん 43.4% 子宮頸がん 50.0% 大腸がん 36.0% (28年度) | 乳がん 50.0% 子宮頸がん 50.0% 大腸がん 40.0% (30年度) |
| | | 乳がん 37.8% 子宮頸がん 54.2% 大腸がん 30.0% (26年度) | 乳がん 37.8% 子宮頸がん 53.1% 大腸がん 32.8% (27年度) | | | |
| 12302 がん医療の充実 (健康福祉部医療対策局) | がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携準拠点病院指定数 | | 7か所 | 0.71 | 8か所 | 10か所 |
| | | 6か所 | 5か所 | | | |
| 12303 緩和ケアの推進 (健康福祉部医療対策局) | がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計) | | 846人 | 1.00 | 887人 | 929人 |
| | | 792人 | 898人 | | | |
| 12304 がん患者等への支援の充実(健康福祉部医療対策局) | がん患者等の就労について理解を得られた企業数(累計) | | 472社 | 1.00 | 712社 | 1,192社 |
| | | 232社 | 482社 | | | |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 160 | 127 | 197 | | |
| 概算人件費 | | 46 | | | |
| (配置人員) | | (5人) | | | |

平成28年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「三重県がん対策推進条例」(平成26年4月施行)および「三重県がん対策戦略プラン(第2次改訂)」(平成25～29年度)に基づき、さまざまな主体が連携・協力してがん対策を推進してきました。このことにより、がんによる死亡者数は年度により増減はみられるものの、概ね減少傾向にあります。
- ②がんに罹患しないためには、がんに対する正しい知識の習得や生活習慣の獲得が必要です。伊勢志摩サミットにおいて受動喫煙防止に係る啓発を行うとともに、各種イベント等の機会をとらえて広く県民に普及啓発を行いました。また、医療関係者や教育関係者と連携し、小中学校においてがん教育を実施しました。今後とも県民運動として、県民の皆さんをはじめ、各関係機関等と連携した取組を進める必要があります。

- ③がんに罹患しても死に至らないようにするためには、早期に発見し早期に治療することが重要です。各市町に対し、県内外の好事例の情報提供や、受診勧奨ツールの提供等の支援をしてきたことにより、受診率は一定の伸びがみられます。今後もさらなる受診率の向上をめざし、特定健診との同時実施や受診対象者に対する個別の受診勧奨等の効果的な取組が広く行われるよう、市町を支援していく必要があります。
- ④がん診療連携拠点病院等を中心にがん医療に係る施設や設備、人材の充実を図るための支援を実施しました。今後も施設や設備の充実等を支援するとともに、医療連携体制の強化を図ることが必要です。
- ⑤「がん登録の推進に関する法律」が施行（平成 28 年 1 月）されたことに伴い、報告が義務化された病院のほか、県のがん医療提供体制の一層の充実・強化を図るため、平成 27 年度に 160 か所、平成 28 年度に 60 か所、計 220 か所の診療所を指定し、広範な情報の収集により、がんの罹患、診療、転帰等の状況ができる限り正確に把握されるよう努めました。また、平成 24 年地域がん登録で得られたがん患者の罹患状況等を集約し、平成 28 年 7 月に報告書としてとりまとめ、市町・関係機関に情報提供しました。今後はこれらのデータを積極的に活用し、科学的根拠に基づく効果的ながん対策を進めていくことが必要です。
- ⑥患者等ががんと診断された時から適切な緩和ケアを受けられるよう、患者等を対象とした緩和ケアの正しい知識の普及啓発（緩和ケアセミナー）を実施するとともに、がん診療連携拠点病院を中心に、県内各地で拠点病院以外の医師等も対象として緩和ケア研修を実施しました（平成 28 年度修了者数 208 人、累計 1,303 人）。今後も引き続き、広く県民に緩和ケアの有用性等を普及啓発するとともに、緩和ケア体制の充実のため、研修受講を積極的に働きかけていく必要があります。
- ⑦がん患者およびその家族の不安、悩みを軽減するため、県がん相談支援センターやがん診療連携拠点病院等において相談窓口を設置しています。また、がん患者の治療と仕事の両立を支援するため、県がん相談支援センターを窓口、社会保険労務士による就労相談支援を実施するとともに、事業所側に対してがん患者への理解を求める働きかけを行いました。引き続き、相談体制や情報提供体制等の充実、がん患者等の就労について事業所の理解を得るための取組が必要です。
- ⑧県民指標については、目標値に到達していないものの、過去 5 年間の傾向をみると、平成 23 年度（平成 22 年）の 77.4 人から、増減を繰り返しながら概ね減少傾向で推移しており、全国的にも同様の傾向がみられます。平成 27 年度（平成 26 年）から平成 28 年度（平成 27 年）の推移を部位別で見ると、男性の気管、気管支及び肺で 2.6 人、女性の乳房で 2.5 人、子宮で 1.2 人増加しており、生活習慣の改善等による予防やがん検診の受診等による早期発見・早期治療が必要です。今後目標を達成するためには、予防、早期発見・早期治療、医療提供体制強化等のがん対策を効果的かつ計画的に推進していく必要があります。

- ①がん対策のさらなる進展をめざし、平成 30 年度以降のがん対策を計画的に推進するため、国の次期基本計画もふまえ、「三重県がん対策戦略プラン（第 2 次改訂）」の改訂を行います。
- ②イベント等のあらゆる機会をとらえて、がんに対する正しい知識や生活習慣等について、広く県民に普及啓発するとともに、児童期からのがんに対する正しい知識の習得に向け、医療関係者や教育関係者と連携し、小中学校におけるがん教育に取り組めます。
- ③各種がん検診における受診率向上の取組が一層進展するよう、引き続きがん検診への理解を深める取組を県民運動として実施するとともに、県内外の好事例の情報や受診勧奨ツールの提供等により、受診率向上の取組を行う市町に対して支援を行います。

- ④がん診療連携拠点病院を中心とするがん医療提供体制の充実を図るとともに、がん治療に携わる医療機関の施設・設備等の充実を支援するなど、がん治療の一層の充実を図ります。
- ⑤がん対策をより効果的に推進するため、三重大学医学部附属病院等と連携してがん登録により得られた罹患率、死亡率等のデータをとりまとめ、市町、医療機関等に提供するとともに、がん登録により得られた情報の利活用を図ります。
- ⑥がん診療連携拠点病院等において、がんに関わる医師等に対する緩和ケア研修を引き続き実施するとともに、地域における緩和ケア体制のあり方を検討するなど、緩和ケア体制のさらなる充実を図ります。また、がんと診断された時からの緩和ケアの有用性など、緩和ケアについての正しい知識について、広く県民に対して普及啓発を行います。
- ⑦がん患者とその家族のための相談を実施するとともに、医療機関や事業所等と連携してがん患者の就労支援を実施します。また、がん患者の治療と仕事の両立を支援できる環境を整備するため、事業所管理者や人事担当者等に対し、説明会や事業所訪問等を通じて、がんに対する正しい知識の普及に努めます。

* 「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

施策 1 2 4

こころと身体健康対策の推進

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、ソーシャルキャピタル*を活用しながら、県民一人ひとりが適正な生活習慣を身につけることにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気の時も、適切な治療や支援を受けています。

平成 31 年度末での到達目標

日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送る県民が増加することで、県民一人ひとりの幸福感が増進するとともに、人びとの活動が活発化して人と人とのつながりをより強く感じています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標については目標値をほぼ達成しており、また、活動指標についても目標値をほぼ達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|-------------------------|---|--------------------------------------|------------------|--------------------------------------|------------|--------------------------------------|
| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 健康寿命(健康 寿命の伸び) | | 男 78.2 歳 女 80.8 歳 (27 年) | 男 0.99 女 0.99 | 男 78.3 歳 女 80.9 歳 (28 年) | | 男 78.6 歳 女 81.1 歳 (30 年) |
| | 男 78.0 歳 女 80.7 歳 (26 年) | 男 77.9 歳 女 80.7 歳 (27 年) | | | | |
| 目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目 の説明 | 国の定める健康づくりの基本的方針である「健康日本 21（第 2 次）」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間 | | | | | |
| 29 年度目標値 の考え方 | 健康寿命の伸び率を過去 10 年間の平均寿命の平均伸び率（男性 0.16 歳、女性 0.11 歳）と同程度にすることをもとに、平成 29 年度目標値を設定しました。 | | | | | |

| 活動指標 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------------------------------------|-----------------------------------|--|------------------|-----------------|------------------------------------|------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| | | 12401 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進 (健康福祉部医療対策局) | 特定健康診査受診率 | 49.0% (26年度) | 50.8% (27年度) 50.3% (27年度) | 0.99 |
| 12402 歯科保健対策の推進 (健康福祉部医療対策局) | 在宅訪問歯科診療実施歯科医療機関数 | 198 機関 | 216 機関 239 機関 | 1.00 | 234 機関 | 270 機関 |
| 12403 こころの健康づくりの推進 (健康福祉部医療対策局) | 関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施した市町・県保健所数 | 8 か所 | 15 か所 11 か所 | 0.73 | 22 か所 | 37 か所 |
| 12404 難病対策の推進 (健康福祉部医療対策局) | 指定医療機関(診療所)指定数 | 909 か所 | 967 か所 942 か所 | 0.97 | 990 か所 | 1,006 か所 |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 2,713 | 2,862 | 2,716 | | |
| 概算人件費 | | 465 | | | |
| (配置人員) | | (51人) | | | |

平成28年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①ソーシャルキャピタル(人々の信頼関係や結びつき)を活用した健康づくりが各地域で展開されるよう、県内外の先駆的な取組事例の情報収集を行い、関係者間で共有しました。引き続き「三重の健康づくり基本計画」(平成25～34年度)に基づいた生涯を通じた健康づくり活動が、各地域で県民自らにより実践されるよう働きかけていく必要があります。また、「三重の健康づくり基本計画」の中間評価のため、県民健康意識調査を実施しました。今後は調査結果を基に、これまでの取組の評価を行うとともに、新たな課題の有無について分析していく必要があります。
- ②高齢化の進展に伴い、糖尿病や高血圧症、歯周病などの生活習慣病に罹患する県民が増加することが懸念されることから、企業と連携して健康に配慮した食生活の実践について普及啓発を行うとともに、正しい生活習慣の習得等を目的に食育フェス等を開催しました。今後もさまざまな主体と連携して食育活動を推進するとともに、県民に対してバランスのとれた食事に関する普及啓発を行っていく必要があります。

- ③糖尿病をはじめとした生活習慣病の発症予防や重症化予防について、健康づくりに関する協定を締結した全国健康保険協会三重支部等の関係団体と連携し、特定健康診査等の受診率向上を図る取組を行うとともに、実践者の養成研修やスキルアップにかかる研修を行いました。また、健康づくり応援の店での健康情報の発信、栄養士会と連携した糖尿病をテーマとした食フォーラムの開催や栄養相談会の実施、医療機関と連携した慢性腎臓病に関する県民公開講座の開催等、さまざまな主体と連携し、幅広い年代に適切な食生活の啓発を行いました。生活習慣病予防や重症化予防は、県民が健康的な生活を維持するために重要な課題であることから、引き続き、さまざまな主体と連携し、普及啓発を行っていく必要があります。
- ④「みえ歯と口腔の健康づくり条例」（平成24年3月施行）および「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」（平成25～29年度）に基づき、関係機関・団体等と連携してフッ化物洗口や歯科保健指導、歯科検診事業等の取組を支援するとともに、介護施設職員に対する専門的口腔ケア講習を実施するなど、各ライフステージにおける歯と口腔の健康づくり対策を推進しました。また、障がい児（者）や高齢者等、通常の歯科保健医療サービスを受けられない県民のニーズに対応できる体制づくりを関係団体と連携して進めました。しかし、三重県における3歳児や学齢児（12歳児）のむし歯数は全国平均を上回る状況が続いているなど課題も多く、今後も引き続き、教育委員会や関係団体等と連携して効果的な虫歯予防対策を推進するとともに、地域における歯科医療体制の充実に取り組む必要があります。
- ⑤「第2次三重県自殺対策行動計画」（平成25～29年度）に基づき、市町やNPO、関係機関と連携し、県民に対する普及啓発を実施するとともに、三重県自殺対策情報センターを中心に、自殺予防に資する人材の育成や相談、地域における自殺・うつネットワーク組織を活用した若年層や自殺未遂者等の対象を明確にした対策に取り組みました。このことにより、三重県の自殺者数は増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。依然として若年層の自殺者数が横ばいであること、中高年層の自殺者数が多いことなどの課題があるため、引き続き関係機関等と連携した総合的な自殺対策を推進するとともに、個々の課題に対応した自殺対策を行っていく必要があります。
- ⑥平成27年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく新たな難病医療費助成制度が開始され、医療費助成の対象が56から306疾病に拡大されるなど、制度の見直し等が行われました。これに伴い対象患者数も増加し、14,889名の難病患者に医療受給者証を発行しました（平成29年3月末）。平成29年度には、さらに対象疾病が330疾病に拡大されること、法制化以前からの対象患者に対する優遇措置が終了すること等から、医療関係者や難病患者等に対して制度の周知を徹底し、医療費助成制度の円滑な運営に取り組む必要があります。また、難病患者が良質で適切な治療を受けられるよう、難病医療拠点病院をはじめとする医療提供体制の整備を図るとともに、難病患者に対する相談の中核を担う三重県難病相談支援センターの機能の充実が必要です。
- ⑦県民指標については、男性、女性ともに若干目標値を下回っていますが、過去5年間では男性が0.8歳、女性が0.3歳延伸しており、概ね計画どおりに達成していると判断しています。

- ①ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりの取組が各地域で展開されるよう、引き続き、「地域の健康づくり研究会」への幅広い参加を呼びかけるとともに、健康づくり活動の好事例等を情報共有し、先駆的な取組が各地で行われるよう支援します。また、「健康づくり基本計画」の中間評価を行う中で、各地域における効果的な健康づくり対策等について検討していきます。

- ②県民の健康的な食生活の実現に向けて、県民自らが健康的な食生活に取り組めるよう、引き続きさまざまな主体と連携して食育活動を推進するとともに、県民に対してバランスのとれた食事に関する普及啓発を行います。
- ③糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症予防や重症化予防等について、引き続き関係機関と連携して特定健康診査の受診率向上に係る取組を推進するとともに、実践者の養成やスキルアップに係る研修を行います。
- ④「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、関係機関・団体等と連携し、むし歯予防の効果的な取組の一つであるフッ化物洗口の普及拡大や、障がい児（者）歯科診療の充実を図るとともに、在宅における歯科医療ニーズに対応するため、地域口腔ケアステーション体制の機能強化に取り組みます。また、引き続き、計画的に歯科保健対策を推進するため、「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の改訂を行います。
- ⑤うつ・自殺など心の問題について、引き続き、正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、市町、NPO、関係機関等と連携して、地域の実情に応じた自殺対策に取り組みます。また、引き続き計画的に自殺対策を推進するため、「第2次三重県自殺対策行動計画」の改訂を行います。
- ⑥難病患者が良質で適切な治療を、経済面も含めて安心して受けられるよう、医療費助成制度の円滑な運営に取り組むとともに、国の医療提供体制に係る見直し等を受け、難病医療拠点病院等、難病患者を支える医療提供体制の整備に努めます。また、難病患者やその家族の療養生活のQOLの向上を図るため、三重県難病相談支援センターにおいて、関係機関と連携し、生活・療養相談、就労支援体制の充実を図ります。

*「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 3 1

障がい者の自立と共生

【担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、主体的に社会づくりに関わりながら自立した生活を営み、全ての県民が障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

平成 31 年度末での到達目標

障害福祉サービス等の充実により、障がい者がどこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。

さらに、障がい者の権利擁護の取組が進められるとともに、障がい者が働くことを通じた自己実現の機会や文化活動などに参加する機会が確保され、地域社会で自立した生活をしている障がい者が増えています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標はほぼ目標を達成し、活動指標についてもほぼ目標を達成している(見込)ことから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|-------------------------------------|---|--------------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数(累計) | 1,508 人 | 1,616 人 1,614 人 | 0.99 | 1,719 人 | | 1,871 人 |
| 目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | グループホーム、福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活している障がい者数 | | | | | |
| 29 年度目標値の考え方 | 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」におけるグループホームの利用者見込数やこれまでの利用者数の実績等をふまえて、平成 29 年度目標値を設定しました。 | | | | | |

| 活動指標 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------------------------------------|--|---|-----------------------|------------|------------|------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| | | 13101 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実 (健康福祉部) | 障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数 | / | 7,543人 | 達成見込 |
| | | 7,172人 | 6月中旬頃判明 | | | |
| 13102 障がい者の就労促進 (健康福祉部) | 一般就労へ移行した障がい者数 | / | 405人 | 0.96 | 415人 | 480人 |
| | | 395人 | 389人 | | | |
| 13103 農林水産業と福祉との連携の促進 (農林水産部) | 農林水産業と福祉との連携取組数(累計) | / | 74件 | 1.00 | 83件 | 101件 |
| | | 65件 | 79件 | | | |
| 13104 障がい者の相談支援体制の整備 (健康福祉部) | 相談支援事業における支援件数 | / | 61,006件 | 1.00 | 64,450件 | 64,450件 |
| | | 60,445件 | 67,744件 | | | |
| 13105 精神障がい者の保健医療の確保 (健康福祉部) | 精神障がい者の入院後1年以内に地域移行できた割合 | / | 90.0% | 0.97 | 91.0% | 92.0% |
| | | 86.8% | 87.6% | | | |
| 13106 障がい者の権利擁護と社会参加環境づくり (健康福祉部) | 障害者差別解消法で努力義務等とされている県・市町等および関係団体の職員対応要領策定率 | / | 50.0% | 1.00 | 86.8% | 100% |
| | | 26.3% | 57.9% | | | |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 12,913 | 13,720 | 13,715 | / | / |
| 概算人件費 | / | 712 | / | / | / |
| (配置人員) | / | (78人) | / | / | / |

平成28年度の取組概要と成果、残された課題

①障がい者の地域移行を進めるため、通所施設やグループホームの整備を支援するとともに、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置し、過齢児の地域移行を支援しました。これらの取組により、県民指標である「グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数」は1,614人となり、ほぼ目標を達成することができました。今後も、国の予算の動向を見据えつつ障がい者の地域移行を進めるための施設を整備するとともに、福祉型障害児入所施設の課題について検討を進める必要があります。

また、医療的ケアが必要な障がい児（者）とその家族が地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス提供のモデルとなる拠点を設置し、地域の支援体制の構築と受入体制の強化に取り組みました。今後は事業の進捗と成果をみながら、医療と福祉の連携により、病院から地域までの途切れのない支援体制の構築に取り組む必要があります。

- ②福祉事業所における工賃向上等に向けて、共同受注窓口*において、受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行いました。今後は、市町や民間企業等への営業活動を強化し、受発注のマッチングを一層進める必要があります。また、障害者優先調達推進法に基づく平成28年度調達方針を策定し、昨年度を上回る73,000千円を調達目標額とするとともに、新たに社会的事業所*に係る目標を設定し、県の調達の拡大に取り組みました。今後も、調達内容の多様化に努めるとともに、市町の優先調達の取組を促していく必要があります。さらに、障がい者の働く場を拡充するため、県内4か所に設置されている社会的事業所の運営を支援しました。また、障害福祉施設から一般就労した障がい者の職場定着を支援しました。引き続き、社会的事業所の安定的な運営と障がい者の職場定着を支援する必要があります。
- ③農業分野では、施設外就労（福祉事業所による農作業請負）について意向調査（調査対象255事業所、回答154事業所）を実施し、約3割の福祉事業所が今後、農業分野の施設外就労に取り組みたいとの回答でした。そうした結果をふまえ、福祉事業所と労力確保を課題としている農業経営体とのマッチングにより、施設外就労の実証を進めました。林業分野では、鈴鹿市、福祉事業所および木工技術者等と連携した木製玩具の製作を実施し、平成29年度、鈴鹿市において、子育てサロン等に対して木製玩具を約600個配布する見込みです。水産分野ではカキ養殖に係る作業等の現地研修会等の開催に取り組みました。引き続き、福祉事業所や障がい者のニーズに的確に対応していくため、福祉事業所と農林水産事業者・関連企業等とのマッチングや連携機会の創出が必要です。
- ④自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい等の専門的な相談支援を実施するとともに、障がい者就業・生活支援センター等の広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援しました。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援専門員等の研修を実施し、人材育成と資質の向上に努めました。今後は引き続き、より効果的な相談支援体制となるよう見直しを進めるとともに、人材育成による相談支援の質の向上に努める必要があります。
- ⑤精神障がい者の地域移行や地域生活を支援するため、モデル的に鈴鹿・亀山圏域に地域移行コーディネーターを配置するとともに、アウトリーチ*事業については、鈴鹿・亀山圏域に加えて津圏域にも事業を拡大し、実施しました。今後は、事業成果を検証しながら、支援策のさらなるレベルアップを図る必要があります。また、三重DPAT*について、熊本地震の被災地に派遣し、被災者のこころのケア等を行いました。今後は、成果や課題を検証し、体制を強化する必要があります。さらに、アルコール健康障害対策について、三重県精神保健福祉審議会のもとにアルコール健康障害対策推進部会を設置し、3回の審議や県民からのパブリックコメントを経て、「三重県アルコール健康障害対策推進計画」を策定しました。今後は、計画に基づき対策を推進していく必要があります。
- ⑥障害者差別解消法の施行に伴い、相談窓口の設置や三重県障がい者差別解消支援協議会の設立を行うとともに、障がい者差別解消セミナーを開催して啓発を行いました。また、障がい者虐待について、専門家チームの活用等により、対応力の向上を図りました。今後は、三重県障がい者差別解消支援協議会で構築したネットワークを生かして障がい者差別の解消に向けた取組を進めるとともに、障害者虐待対応事例集の活用や研修の実施により、市町や施設職員の理解促進と資質の向上を図り、障がい者の権利擁護に向けた取組を進める必要があります。

- ⑦「三重県手話言語条例」の制定を受け、三重県障害者施策推進協議会のもとに手話施策推進部会を設置し、3回の審議や県民からのパブリックコメントを経て、「三重県手話施策推進計画」を策定しました。また、手話の普及を図るため、「手話を広める知事の会」に参加しました。今後は、計画に基づき施策を推進していく必要があります。
- ⑧初めて東紀州地域（尾鷲市）で「障がい者芸術文化祭」（12月開催）を開催するとともに、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」に参加し、他県の取組等との連携を図りました。また、障がい者の社会参加の観点から、未婚障がい者の出逢いの支援を行いました。引き続き、障がい者の社会参加を推進するための取組を進める必要があります。
- ⑨神奈川県相模原市で発生した障がい者入所施設における殺傷事件を受けて、施設に対して注意喚起を行うとともに、社会福祉施設等における入所者等の安全確保に係る庁内緊急連絡会議の開催、社会福祉法人を対象とした研修会の場での安全対策の徹底や確認の依頼、社会福祉施設管理者等に対する社会福祉施設入所者の安全確保に向けた調査等を行いました。今後は、調査結果や、国の動向等を見据えつつ、取組を進める必要があります。

平成 29 年度の取組方向

【健康福祉部 次長 栗原 正明 電話:059-224-2251】

- ①「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（平成 27～29 年度）が最終年度を迎えることから、同プランに基づく取組や実績等をふまえながら、平成 30 年度から平成 32 年度を計画期間とする新たなプランの策定に取り組みます。
- ②平成 29 年度社会福祉施設等整備方針に基づき、日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備を支援し、障がい者の地域移行を進めるとともに、福祉型障害児入所施設について、過齢児の地域移行や障がい児支援に関する課題の解決に向けて取り組みます。
また、医療的ケアが必要な障がい児（者）とその家族が地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス提供の拠点を中心に、医療と福祉が連携した、病院から地域までの途切れのない支援体制の構築に取り組みます。
- ③共同受注窓口について、その運営を支援するとともに、市町、民間企業等への営業活動の強化、受発注のマッチングについて取組を進めます。
また、障害者優先調達推進法に基づく平成 29 年度調達方針を策定し、調達目標額の達成に向けて調達内容の多様化を進めるなど、一層の調達拡大に努めるとともに、市町に対し、さらなる優先調達の取組への働きかけを行います。
さらに、社会的事業所について、その安定的な運営を支援するための取組を進めます。
- ④農業分野においては、障がい者の就労の場のさらなる拡大につながるよう、障がい者の施設外就労を産地全体に広げていく新たな農業モデルの構築や、農福連携によって生産される農産物・農産加工品の品質向上に向けた取組を促進します。林業分野においては、木製玩具の製作に向けた現地研修会等を開催するとともに、木工技術者による福祉事業所への技術指導等に対し支援を行います。水産分野においては、障がい者に作業可能な漁業関連作業の掘り起こしを進めることで、障がい者の漁業への就労を推進します。引き続き農林水産分野における障がい者就労推進体制を整備し、農林水産業のそれぞれのニーズに対応した障がい者の就労支援や福祉事業所の参入を促進するための技術・経営支援等を進めます。
- ⑤より効果的な相談支援体制となるよう見直しを図りながら、専門的な相談支援と広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援します。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づいた研修を実施し、相談支援員等の人材育成を図り、相談支援の質の向上に努めます。

- ⑥精神障がい者の地域移行や地域生活を支援するため、地域移行コーディネーターの配置やアウトリーチ事業による地域移行・地域定着支援の取組を行うとともに、これらの事業の成果もふまえながら、県内全域での支援策のレベルアップを図ります。
- また、三重DPATについて、県防災対策部主催の訓練に参加するとともに、DPAT研修を開催することにより、体制強化を図ります。
- さらに、アルコール健康障害について、平成28年度に策定した「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、早期発見、早期介入の取組など、総合的かつ計画的に対策を推進します。
- ⑦相談窓口に寄せられた事案への対応、三重県障がい者差別解消支援協議会での相談事案の解決事例や合理的配慮に関する優良事案等についての情報共有、フォーラムの開催等による啓発活動等を通じて障がい者差別の解消を図るための取組を進めるとともに、障がい者虐待への適切な対応、事例集の活用や研修の実施による市町や施設職員への支援により、障がい者の権利擁護に向けた取組を進めます。
- ⑧平成28年度に策定した「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行い、手話を使用しやすい環境の整備を進めます。
- ⑨障がい者団体等と協働して「障がい者芸術文化祭」を開催するとともに、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」に参加している都道府県との連携を図ることなどにより、障がい者の社会参加の促進に向けて取り組めます。
- ⑩神奈川県相模原市での殺傷事件を受けて社会福祉施設管理者等に対して行った調査の結果や、社会福祉施設の安全確保等に関する国の動向をふまえつつ、入所者の安全確保等に向けた取組を進めます。

*「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

*「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

施策132

支え合いの福祉社会づくり

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、生活困窮者などが、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって地域を支え、生きがいを感じて生活しています。

平成31年度末での到達目標

高齢者、障がい者、生活困窮者などが地域で安心して暮らすことができるとともに、高齢者が生きがいを感じて生活しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標の目標を達成するとともに、活動指標の目標についても平均85%以上達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|-----------------------|---|------------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 27年度 | 28年度 | | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 1,585人 | 1,620人 1,687人 | 1.00 | 1,720人 | | 1,920人 |
| 目標項目の説明と平成29年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 県社会福祉協議会の県日常生活自立支援センターが実施する日常生活自立支援事業の契約人数 | | | | | |
| 29年度目標値の考え方 | 日常生活自立支援事業のこれまでの利用者数の状況をふまえ、この事業の利用がさらに促進されるよう、平成29年度の目標値を設定しました。 | | | | | |

| 活動指標 | | | | | | | |
|----------------------------|------------------|----------|------------------------------|------------|------------|------------|------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 13201 地域福祉活動の推進 (健康福祉部) | 民生委員・児童委員の相談支援件数 | 102,078件 | 107,000件 96,201件 (速報値) | 0.90 | 107,000件 | | 107,000件 |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------------------------------------|---------------------------------------|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 13202 質の高い福祉サービスの提供 (健康福祉部) | 第三者評価を受審した福祉施設の数 | | 25 施設 | 1.00 | 30 施設 | | 40 施設 |
| | | 12 施設 | 37 施設 | | | | |
| 13203 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (健康福祉部) | 「おもいやり駐車場」の登録施設数 | | 2,040 施設 | 1.00 | 2,080 施設 | | 2,160 施設 |
| | | 2,028 施設 | 2,075 施設 | | | | |
| 13204 高齢者の社会参加環境づくり (健康福祉部) | 地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動する高齢者団体数(累計) | | 39 団体 | 1.00 | 57 団体 | | 87 団体 |
| | | 29 団体 | 51 団体 | | | | |
| 13205 生活困窮者の生活保障と自立支援 (健康福祉部) | 就労支援を行う生活困窮者の人数 | | 375 人 | 0.75 | 430 人 | | 540 人 |
| | | 270 人 | 280 人 | | | | |
| 13206 戦没者遺族等の支援 (健康福祉部) | 県および全国戦没者追悼式への若年世代の参加者数 | | 35 人 | 0.57 | 44 人 | | 64 人 |
| | | 31 人 | 20 人 | | | | |

(単位：百万円)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 予算額等 | 4,372 | 4,256 | 4,204 | | |
| 概算人件費 | | 529 | | | |
| (配置人員) | | (58 人) | | | |

平成 28 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの適切な利用や日常生活における金銭管理を支援する日常生活自立支援事業の取組を行いました。単身高齢者や認知症高齢者の増加、障がい者の地域移行への対応の増加により、当事業の利用者は年々増加し、1,688 人となり、県民指標の目標を達成しました。今後も増加が見込まれることから、引き続き、適切な実施体制を確保する必要があります。
- ②地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員について、3年の任期切れに伴う一斉改選の手続きを平成 28 年 12 月 1 日に行うとともに、研修を実施するなど、その活動を支援しました。地域においてさまざまな課題を抱える人が増加する中、引き続き、住民の最も身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動を支援していく必要があります。

- ③社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス事業者等への指導監査については、連絡会議や研修会の開催により、市町との連携を図りながら適切に実施するとともに、社会福祉法人制度改革の実施に向け、研修会等により社会福祉法人に対する情報提供を行いました。引き続き、市町と連携して指導監査にあたりるとともに、増大する事業所に対しての効果的、効率的な監査を行う必要があります。また、社会福祉法人が新制度に基づき適切に運営されるよう支援する必要があります。
- ④質の高い福祉サービスが提供できるよう、福祉施設職員に対して職務経験等に対応したキャリアアップのための生涯研修等を実施するとともに、福祉施設に対して第三者評価の受審を促し、37施設が受審しました。今後も福祉サービスの質の向上が求められていることから、引き続き、福祉施設職員への研修や福祉施設の第三者評価等の取組を進めていく必要があります。
- ⑤ユニバーサルデザインをテーマとする学校出前授業や団体等への研修、「三重おもいやり駐車場利用証制度」普及啓発キャンペーン、「おもいやり駐車場」設置に係る事業者等への協力依頼等を実施し、当該施設は2,075となりました。引き続き、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図るため、さまざまな主体と連携してユニバーサルデザインの意識づくりに取り組む必要があります。
- ⑥商業施設等のバリアフリー化を進めるため、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準や適合証の取組等の普及啓発に取り組みました。また、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化を支援しました。引き続き、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備や駅舎等のバリアフリー化を促進する必要があります。
- ⑦高齢者の社会参加の促進や、地域における生活支援サービスの担い手となる高齢者団体の養成に向けて、老人クラブ（延べ1,700クラブ）の活動費の助成や、地域シニアリーダー養成研修（22団体養成）を実施しました。また、全国健康福祉祭（ねりんピック）*へ選手・監督（123人）を派遣しました。一人暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加し、ゴミ出し等の生活支援サービスのニーズが高まっている中で、元気な高齢者が生活支援の担い手となることが期待されています。
- ⑧生活保護受給者への支援が適切に行われるよう、福祉事務所職員の研修、指導監査に取り組むとともに、生活保護受給者の自立に向け、ハローワーク等との連携により就労支援を行いました。また、生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体の生活困窮者の相談窓口において把握した生活困窮者に対して、個々の状況に応じた支援計画を作成し、就労支援（280人）を行いました。引き続き、福祉事務所設置自治体に対して相談支援員の研修、情報提供等を実施するとともに、生活困窮者に対する生活の保障と自立に向けた支援を進めるため、ハローワークや地域関係者等との連携を強化していく必要があります。
- ⑨県戦没者追悼式を開催し、子どもの献花等を行うとともに、全国戦没者追悼式に子ども代表団を派遣しました。今後も、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承するため、若い世代の参加を促していく必要があります。

平成29年度の取組方向

【健康福祉部 次長 栗原 正明 電話:059-224-2251】

- ①判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、日常生活自立支援事業の取組を進めます。
- ②地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員の活動を支援します。また、平成29年度は民生委員制度創設100周年となることから、制度の一層の周知等により、民生委員・児童委員の活動に対する社会的理解を深めていきます。
- ③福祉サービスを提供する法人等に対し、市町と連携しながら引き続き効果的、効率的な指導監査を実施します。また、社会福祉法人が新制度に基づき適切に運営されるよう、国の動向に留意しながら所轄庁である市と連携して支援していきます。

- ④質の高い福祉サービスが安定的に提供されるよう、福祉施設職員への研修や福祉施設の第三者評価等の取組を進めます。
- ⑤さまざまな主体と連携し、学校出前授業の実施や「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めます。
- ⑥事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、市町や関係機関等との連携のもと、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準や適合証の取組等の普及啓発に取り組み、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。また、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化の支援等を行います。
- ⑦元気な高齢者が生活支援サービスの担い手として活躍できるよう研修を実施するとともに、老人クラブによる地域貢献等の活動を支援します。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に三重県選手団を派遣します。
- ⑧生活保護の適正実施を進めるとともに、保護受給者の自立に向けた支援に取り組みます。生活困窮者支援対策については、引き続き、三重県生活相談支援センターを中心に関係機関との連携を図り、自立支援に取り組むとともに、福祉事務所設置自治体に対して研修や情報提供等を実施し、県内全体として生活困窮者支援の取組が充実強化されるよう関係機関との連携を進めていきます。
- ⑨県戦没者追悼式および全国戦没者追悼式等の戦没者慰霊事業に若い世代の参加を促し、平和への思いを次世代に継承していきます。

* 「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

施策 1 4 1

犯罪に強いまちづくり

【主担当部局：警察本部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した犯罪抑止活動が展開されるとともに、発生した犯罪が検挙されることで、県民一人ひとりの安全が保たれ、安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。

平成 31 年度末での到達目標

被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪等がさまざまな主体と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動により減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|------------|------|---------------------------------------|
| 進展度 * | A (進んだ) | 判断理由 | 県民指標と、全ての活動指標の目標を達成したため、「進んだ」と判断しました。 |
|----------|------------|------|---------------------------------------|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|---------|----------|----------------|------------|----------------|------------|----------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 刑法犯認知件数 | | 15,178 件 未滿 | 1.00 | 15,178 件 未滿 | | 15,178 件 未滿 |
| | 15,178 件 | 14,112 件 | | | | |

目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方

| | |
|--------------|---|
| 目標項目の説明 | 刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理した件数 |
| 29 年度目標値の考え方 | 第二次行動計画策定時、平成 27 年中の刑法犯認知件数が平成になってから最少となる 15,178 件となり、ピークであった平成 14 年以降、ほぼ一貫して減少していたことから、過去の数値に基づいて単純に目標値を設定することは妥当ではないと考え、「平成 27 年の数値」を基準に 1 件でも減少させることを目標にすることとしました。 |

活動指標

| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|--|--------------|--------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 14101 みんなで進める犯罪抑止活動と犯罪被害者等支援の充実・強化（警察本部） | 防犯ボランティアの団体数 | | 630 団体 | 1.00 | 650 団体 | | 690 団体 |
| | | 610 団体 | 630 団体 | | | | |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-------------------------------------|--------------|-------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 14102 犯罪の徹底検挙のための活動強化 (警察本部) | 重要犯罪の検挙率 | | 70.0% 以上 | 1.00 | 70.0% 以上 | | 70.0% 以上 |
| | | 81.3% | 96.9% | | | | |
| 14103 県民の安全を守る活動 基盤の整備 (警察本部) | 交番・駐在所の機能強化数 | | 年2か所 以上 | 1.00 | 年2か所 以上 | | 年2か所 以上 |
| | | 2か所 | 2か所 | | | | |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 3,977 | 4,200 | 4,933 | | |
| 概算人件費 (配置人員) | | | | | |

平成28年度の取組概要と成果、残された課題

- ① 地域住民、事業者、自治体等と連携・協働し、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止活動に取り組んだ結果、平成28年中の刑法犯認知件数は平成になってから最少を記録しました。また、犯罪の未然防止と犯罪発生後の早期解決を図るため、地域住民等との協創により、犯罪が多発する四日市市諏訪地区に街頭防犯カメラを設置するとともに、他地区が街頭防犯カメラを設置する際の模範となる「安全・安心まちづくりモデル地区」に設定しました。県民に強い不安を与える凶悪犯罪や子ども・女性が被害者となる性犯罪等が後を絶たないことから、引き続き、地域住民等との連携・協働による犯罪抑止活動を推進する必要があります。
- ② 関係機関・団体と連携し、新たな防犯ボランティア団体の結成促進と持続可能な防犯ボランティア活動に向けた支援を推進した結果、平成29年3月末現在の防犯ボランティア団体数は630団体と、平成28年度中、20団体増加しました。引き続き、新たな防犯ボランティア団体の結成を促進するとともに、地域住民等による防犯ボランティア活動への各種支援を推進する必要があります。
- ③ 少年警察ボランティア*等の協力を得て、少年の居場所づくりや学習支援等に取り組み、問題を抱え非行に走る可能性がある少年等の立ち直りを支援しました。また、低年齢層を対象を広げて非行防止教室を実施するなど少年の規範意識の向上を図りました。非行少年は減少傾向にありますが、刑法犯少年の再犯者率が依然として高いほか、少年による殺人や強盗等の凶悪犯罪も後を絶たないことから、引き続き、少年の非行防止と健全育成に向けた取組を推進する必要があります。
- ④ 深刻化する特殊詐欺の被害に対しては、被害者の約7割を占める高齢者を中心に小学生からのメッセージカードによる注意喚起を行ったほか、自動通話録音警告機貸与事業による被害に遭わないための環境整備の促進や、金融機関に対する声掛けマニュアルDVDの配布、金融機関と連携した声掛け訓練の実施などの水際対策を強化しました。引き続き、高齢者に重点をおいた特殊詐欺予防対策を推進する必要があります。

- ⑤ ストーカー・配偶者暴力事案に対しては、被害者等の安全確保を最優先に、危険性・切迫性に応じた検挙措置等による加害行為の防止を徹底したほか、被害者等の一時避難に伴う支援などの保護対策を推進しました。事案の認知件数が増加傾向にあることから、関係機関・団体と連携し、被害者等の安全確保のための対策を一層強化する必要があります。
- ⑥ サイバー空間の脅威から県民を守るため、最新の知見を有する教育機関や民間事業者と連携し、高度な情報通信技術を悪用した犯罪に対する取締りを推進するとともに、官民一体となった効果的な広報啓発活動を推進しました。サイバー犯罪に関する相談は増加の一途をたどっている上、依然としてサイバー犯罪の被害が多発していることから、サイバー犯罪への対処能力の強化を図るとともに、産学官連携によるサイバー空間の脅威に対する各種取組を推進する必要があります。
- ⑦ 社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を醸成するため、関係機関・団体と連携して、「命の大切さを学ぶ教室」、「犯罪被害者支援を考える集い*」等の啓発事業を行った結果、命の大切さや被害者等が置かれている現状に対する理解を深めることができました。今後も継続して、犯罪被害者等への配慮や支援への意識を醸成するとともに、犯罪を起こしてはならないという規範意識と犯罪の被害に遭わないという防犯意識の高揚に取り組む必要があります。
- ⑧ 県民に強い不安を与える重要犯罪の早期かつ徹底検挙を図るため、組織の総合力を発揮した迅速・的確な初動捜査、綿密な現場鑑識活動の徹底、各種捜査支援システムの活用や科学捜査の推進など客観証拠確保のための取組を強化しました。重要犯罪の検挙率は96.9%で、目標値(70.0%以上)を大きく(26.9ポイント)上回りましたが、重要犯罪に限らず、県民に不安を与える種々の犯罪の早期かつ徹底検挙を図るため、引き続き、迅速・的確な初動捜査の徹底など、客観証拠確保のための取組を強化していく必要があります。
- ⑨ 警察活動を支える基盤を強化するため、地域住民の安全・安心のよりどころである交番の建て替え整備(1か所)を推進したほか、外国人観光客の増加に適切に対応するため、多くの外国人来訪者が見込まれる交番に外国語翻訳機能を有するタブレット端末を配備(1か所)するなど、交番機能の充実・強化を図りました。引き続き、交番・駐在所の建て替え整備や装備資機材の配備など、その機能の充実・強化を図る必要があります。
- ⑩ 伊勢志摩サミットの安全・安心な開催、サミット終了後の観光地としての国際的知名度の向上等をふまえ、各種部隊の練度向上に向けた訓練、各種広報啓発活動、テロ対策パートナーシップ*を中心としたテロ対策合同訓練の開催等テロの未然防止に向けた諸対策を推進しました。今後も、関係機関や民間事業者、地域住民の皆さんと緊密に連携して、テロ対策パートナーシップの強化を図り、テロ対策をはじめとする諸対策を推進していく必要があります。
- ⑪ 安全で安心な社会にとって新たな脅威となりつつある諸問題に総合的かつ横断的に対応していくため、平成29年1月、環境生活部で、県民の皆さん等さまざまな主体との協創による「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」を策定し、2月のキックオフ大会をきっかけに実施に着手しました。また、このプログラムを具現化する取組として、平成29年度に地域の防犯力向上を支援するモデル事業を実施することとしており、そのための検討に取り組みました。今後は、広く県民の皆さん一人ひとりにプログラムを知っていただくとともにアクションを喚起し、着実に実施して行く必要があります。

平成 29 年度の取組方向 【警察本部 警務部首席参事官小松 雅和 電話：059-222-0110】

- ①街頭防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に有効であることから、その有用性や「安全・安心まちづくりモデル地区」の取組等を幅広く広報し、県内の自治体・自治会等による街頭防犯カメラの設置を促進します。
- ②地域における防犯ボランティア活動の持続的発展のため、関係機関・団体等と連携し、防犯活動用物品の配布や犯罪情報・地域安全情報の提供等の活動支援を推進するとともに、新たな防犯ボランティア団体の結成を促進します。
- ③少年警察ボランティアや関係機関、学校等と連携し、少年の居場所づくり等の少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動や街頭での補導活動、非行防止教室の開催等に取り組み、「非行少年を生まない社会づくり」を推進します。
- ④深刻化する特殊詐欺の被害に歯止めを掛けるため、被害に遭いやすい高齢者を中心とした個別・直接的な注意喚起と広報啓発を推進するほか、被害に遭わないための環境整備を促進するとともに、金融機関等と連携した水際対策を一層強化します。
- ⑤ストーカー・配偶者暴力事案等の人身安全関連事案に迅速・的確に対処するため、「人身安全対策課」を新設し、被害者等の安全確保を最優先に、危険性・切迫性に応じた検挙措置等による加害行為の防止や被害者等の保護対策を徹底するほか、地域精神科医等と連携したストーカー加害者対策に取り組みます。
- ⑥サイバー空間の脅威に的確に対処するため、最新かつ高度な知見を有する教育機関や民間事業者等と連携し、脅威に対する対処能力の強化を図るとともに、サイバー犯罪の取締りや県民等への広報啓発等の対策を一層強化するほか、産学官連携による情報共有と被害防止に向けた取組を推進します。
- ⑦社会全体で犯罪被害者等を支える機運を醸成するため、「命の大切さを学ぶ教室」を継続して開催するとともに、関係機関・団体と連携し、「犯罪被害者支援を考える集い」等の広報啓発活動を実施します。
- ⑧重要犯罪をはじめ、県民に不安を与える種々の犯罪の早期かつ徹底検挙を図るため、迅速・的確な初動捜査の徹底、各種捜査支援システムの活用や科学捜査を一層推進するなど、客観証拠確保のための取組を強化します。
- ⑨日々発生する警察事象に的確に対処するため、新たに「地域部」を創設し、地域警察の指揮及び指導体制を強化するとともに、老朽化が進み、狭隘な交番・駐在所の建て替え整備や、装備資機材の充実・強化、各種捜査支援システムの整備など、警察活動を支える基盤の強化に取り組みます。
- ⑩今後の大規模な行事の開催等を見据え、県民の皆さんの理解と協力を得ながら、テロ対策パートナーシップを中核とした各種テロ対策を推進します。
- ⑪環境生活部で、県民の皆さん等さまざまな主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進していくため、「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」の具現化に取り組みむとともに、地域防犯力の向上を支援する取組をモデル的に実施します。

* 「○」のついた項目は、平成 29 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 4 2

交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」、「飲酒運転をしない、させない」という意識を持って行動することで、交通事故と飲酒運転が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

平成 31 年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|---|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標（交通事故死者数）は 0.75 と達成には至らなかったが、平成 28 年 11 月の非常事態宣言発令後の死者数を対前年同期比で 4 割以上減少させ、平成 29 年に入っても減少傾向が顕著となっています。また、交通死亡事故につながる人身事故を着実に減少させて、同死傷者数を 11 年連続で過去最少に、さらに飲酒運転事故件数も過去最少に抑えたことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|---|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|-------------------------|--|-----------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 交通事故死者数 | 87 人 | 75 人以下 100 人 | 0.75 | 70 人以下 | | 60 人以下 |
| 目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 交通事故発生から 24 時間以内の死者数 | | | | | |
| 29 年度目標値の考え方 | 「第 10 次三重県交通安全計画」（平成 28 年度～平成 32 年度）をふまえ、平成 31 年 60 人以下の目標をめざし、平成 29 年は 70 人以下に設定しました。 | | | | | |

| 活動指標 | 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|---|--------------------|--------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|
| | | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進 (環境生活部) | 交通事故死傷者数 | | 9,100人 以下 | 1.00 | 8,600人 以下 | | 7,700人 以下 |
| | | 9,604人 | 8,258人 | | | | |
| | 高齢者交通事故死者数 | | 38人 以下 | 0.73 | 35人 以下 | | 30人 以下 |
| | | 52人 | 52人 | | | | |
| 14202 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進 (環境生活部) | 飲酒運転事故件数 | | 38件 以下 | 1.00 | 33件 以下 | | 23件 以下 |
| | | 44件 | 36件 | | | | |
| 14203 安全で快適な交通環境の整備 (警察本部) | 老朽化した信号制御機の更新数(累計) | | 56基 | 0.29 | 88基 | | 152基 |
| | | 25基 | 34基 | | | | |
| 14204 交通秩序の維持 (警察本部) | 運転者のシートベルト着用率 | | 97.9% | 0.99 | 98.3% | | 99.0% |
| | | 96.6% | 96.9% | | | | |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 2,720 | 2,547 | 3,039 | | |
| 概算人件費 | | 91 | | | |
| (配置人員) | | (10人) | | | |

平成28年度 of 取組概要と成果、残された課題

①県民指標「交通事故死者数」については、目標を達成することができませんでした。四季の交通安全運動などを中心に、全座席のシートベルト着用の徹底などの広報啓発活動や交通安全教育を展開し、交通事故死傷者数については平成27年より1,346人減少しましたが、自動二輪運転中、歩行中の事故死者数が34人から49人へと15人増加したこと等が要因となっています。死亡事故抑止のため、平成28年11月に16年ぶりとなる非常事態宣言の発令などに取り組んだ結果、平成28年11月から平成29年3月における自動二輪運転中、歩行中の事故死者数は、前年同期比で約半減(22人→12人)し、また、例年死亡事故が多発する12月の月間死者数は5人と、昭和30年に5人を記録して以来の1桁台となり、高い抑止効果が得られました。第10次三重県交通安全計画(平成28年度～平成32年度)をふまえ、歩行者や自転車利用者等の交通弱者等の事故防止に向け、広報啓発活動等の取組を効果的に行っていく必要があります。

- ②三重県交通安全研修センターを活用した市町や企業等の職員など地域や職域において交通安全教育を推進する指導者（交通安全教育指導者）の養成および資質向上を推進し、交通安全教育の裾野を広げることにより、人身事故が減少してきています。引き続き、親子で学ぶ環境づくりや教育内容の見直しなどにより、子どもや高齢者、歩行者や自転車利用者、さらには高齢運転者を対象とした交通安全教育の充実を図っていく必要があります。
- ③老人クラブを中心に地域の交通安全活動に自ら取り組む高齢者「交通安全シルバーリーダー」の育成やその支援を行ったものの、高齢者の交通事故死亡者数は前年と同数の 52 人となり、依然として全体の半数以上を占めています。三重県交通安全研修センターとの連携による育成強化を図り、交通安全シルバーリーダーによる交通安全活動を実施していくとともに、平成 29 年 3 月施行された改正道路交通法による高齢運転者対策の強化に対応した取組を進める必要があります。
- ④飲酒運転の根絶のため、規範意識の定着へ向けた教育および知識の普及に取り組むとともに、再発防止のためのアルコール依存症に関する受診義務通知および相談等の取組を推進した結果、平成 28 年の飲酒運転による人身事故件数は 36 件（対前年比 8 件減）と過去最少となりました。「第 2 次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」をふまえ、さらに取組を強化していく必要があります。
- ⑤子どもの交通事故防止のため、「交通安全アドバイザー」による子どもを主対象とした出前方式等の参加・体験・実践型の交通安全教育・広報啓発活動を推進しました。その結果、平成 28 年中の子どもの交通人身事故については、181 件（対前年比 34 件減）と減少しました。引き続き、子どもの交通事故防止のため、効果的な交通安全教育・広報啓発活動を実施する必要があります。（交通安全アドバイザーによる子どもを対象とした交通安全教室実施回数：99 回、参加者数：8,071 人）
- ⑥交通の安全と円滑を図るため、信号機（12 基）を新設するとともに、老朽化した信号制御機（9 基）や信号柱（45 本）の更新、摩耗した横断歩道（286 本）の塗り替えを行うなど、交通安全施設の整備を推進しました。安全・安心な交通環境を実現するため、引き続き、老朽化した信号制御機・柱、摩耗した横断歩道等の計画的な更新・塗り替えなど、交通安全施設の整備を推進する必要があります。
- ⑦交通ルール遵守意識の向上を図るため、飲酒運転、速度超過等の悪質・危険な交通違反やシートベルトの着用に重点を置いた指導取締りを行いました。その結果、飲酒運転による交通人身事故は減少しましたが、飲酒運転による死亡事故が 1 件発生するなど飲酒運転の根絶には至らなかったほか、シートベルト着用率についても 96.9 パーセント（前年 96.6 パーセント）と前年より上昇したものの、目標値に達しなかったことから、交通指導取締りや関係機関・団体等と連携した交通安全教育・広報啓発活動を推進する必要があります。

平成 29 年度の取組方向

【環境生活部 次長 富田 康成 電話：059-224-2466】

- ①三重県交通対策協議会を構成する 121 機関・団体との幅広い連携・協力のもと、四季の交通安全運動などを中心に、交通安全教育や全座席のシートベルト着用の徹底などの広報啓発活動を展開し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。また、「第 10 次三重県交通安全計画」をふまえ、効果的な啓発活動を推進するとともに、近年問題になりつつある自転車の安全利用に向けた取組を検討します。
- ②三重県交通安全研修センターにおいて、交通安全教育を地域等に根づかせるため、地域や職域で活動する交通安全教育を行う指導者をその特性に応じ段階的・継続的に育成します。また、交通安全教育機器を活用した効果的な教育内容・手法等の見直し・検討を常に行い、幼児から高齢者までの全ての県民を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を充実強化するとともに、遠隔地の高齢者に対する送迎バス（パークアンドライド）による研修を実施します。

- ③高齢者が交通事故防止に向けて、「自分たちが中心になって地域の安全を確保する」という意識のもとに交通安全活動を推進できるよう、「交通安全シルバーリーダー」の育成、資質向上に取り組むとともに、高齢者宅への訪問活動による啓発を行うなど効果的な取組を推進していきます。また、高齢運転者の事故防止に向け、平成 29 年 3 月に施行された改正道路交通法をふまえ、自動車の運転に不安を持つ高齢運転者等が免許証を自主的に返納しやすい環境づくりを進めていきます。
- ④「第 2 次三重県飲酒運転〇をめざす基本計画」をふまえ、規範意識の定着へ向けた教育および知識の普及・啓発を行うとともに、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診義務通知および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進します。
- ⑤交通ルール遵守意識向上のため、関係機関・団体等と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動を推進します。
- ⑥安全・安心な交通環境の実現に向け、老朽化した信号制御機・柱、摩耗した横断歩道等の計画的な更新・塗り替えや、必要性・緊急性の高い場所に対する交通安全施設の整備を推進します。
- ⑦歩行者保護のための交差点関連違反や、飲酒運転などの悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進するとともに、全座席でのシートベルト着用やチャイルドシートの正しい使用を推進します。

* 「〇」のついた項目は、平成 29 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 4 3

消費生活の安全の確保

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

消費者団体、事業者団体、地域住民、県・市町等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、自らの商品や役務（サービス）の購入が公正かつ持続可能な社会の形成に影響を及ぼすことを理解した消費生活を営んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報共有や情報提供が行われ、消費生活の安全を地域で支え合う意識が高まることにより、消費生活相談を利用しながら、消費者トラブルの予防や解決等に向けた県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|---|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標は目標値に達していないものの数値は上昇しており、活動指標については、斡旋解決率は目標値に達していないが、出前講座で必要な知識が得られたとする人の割合は目標値を大きく超えているため、総合的に見て「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|---|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|------------------------------|--|------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合 | 49.6% | 53.5% | 0.95 | 55.2% | | 64.0% |
| 目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談を利用するという意識の高まりは、消費者啓発の成果であるとともに、消費生活相談が適切に機能している状態を反映していると考え、施策の目標をふまえ、取組の成果を表す指標として選定しました。 | | | | | |
| 29 年度目標値の考え方 | 消費生活講座、消費者月間をはじめとするイベントでの周知、情報提供等の啓発活動を進めるとともに県・市町の相談体制を充実し、県民の皆さんの消費生活相談窓口を利用するという意識を高めることで3年後の目標達成をめざし、29 年度は 31 年度目標値との差を踏まえて実績値から 4.5 ポイント増加させる目標を設定しました | | | | | |

| 活動指標 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|--|------------|----------------|------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| | | 14301 自主的かつ合理的な消費活動への支援 (環境生活部) | 消費生活講座等で消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られたとする人の割合 | 96.2% | 97.0% 98.5% | 1.00 |
| 14302 消費者被害の救済、適正な取引の確保 (環境生活部) | 消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合 | 92.4% | 93.1% 85.3% | 0.92 | 93.1% | 95.0% |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 102 | 101 | 117 | | |
| 概算人件費 | | 146 | | | |
| (配置人員) | | (16人) | | | |

平成28年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「みえ・くらしのネットワーク*」に加入する消費者団体、事業者団体等の連携・協力を得て、5月の消費者月間に津駅・津新町駅での街頭啓発や記念講演会でのパネル展示を実施しました。また、11月の消費者トラブル防止イベントにおいてもパネル展示を実施しました。このほかにも、各団体の主催する消費関連イベントに県のブースを出展しました。「みえ・くらしのネットワーク」各会員と県との連携・協力はもとより、会員相互の連携を図りながら、さまざまな主体と連携し、消費者啓発の取組を推進していく必要があります。(街頭啓発15団体、パネル展示：記念講演会8団体、シンポジウム8団体)
- ②地域での啓発活動の担い手である「消費者啓発地域リーダー」を養成する講座を2地域で開催し、新たに6人と1団体の登録を得ることができました。しかし、高齢を理由に登録辞退される方もあることから、引き続き地域リーダーの養成を進めることが必要です。また、地域リーダーにそれぞれの地域で活躍していただくために、啓発情報を提供するとともに、市町とも連携が図れるように支援していくことが必要です。(登録者総数130人+1団体、28年度新規6人+1団体、辞退15人)
- ③消費生活出前講座および青少年消費生活講座を実施し、1,600人余の方に消費者啓発・消費者教育を行いました。また、消費者トラブル防止の啓発として、フリーペーパーによる消費者ホットライン「188(いやや!)」の周知を行いました。さらに、小中学生を対象に演劇による消費生活出前講座を行い、インターネットやスマートフォン等による消費者トラブルの危険性を訴えました。講座による啓発の効果をより高めるためには、受講者の方が、講座で得た知識を周囲の方に広めていただけるようにしていくことが求められます。また、引き続き、さまざまな手段により、消費者に相談先の周知も含めた情報提供、啓発を行っていく必要があります。(出前講座：24回、563人、青少年講座：7回、1,089人、小中学校消費生活出前講座8校)

- ④県消費生活センターにおいて、平日および日曜日に消費生活相談を実施し、さまざまな消費者トラブル等の解決に向けた助言、あっせん等を行いました。引き続き、消費者トラブルの防止・救済のために消費生活相談を実施していく必要があります。(相談件数：2,487件)
- ⑤特定商取引法に基づく呼出指導を2件、面接指導を100件行ったほか、三重県消費生活条例に基づく指導を1件行いました。また、景品表示法に基づく指導を5件行いました。引き続き、適正な商取引や商品・サービスの適正な表示が行われるよう、事業者を監視・指導していく必要があります。
- ⑥街頭啓発や講演会、フリーペーパー等のさまざまな啓発活動において、消費生活センターと市町の消費生活相談窓口のPRも実施しましたが、県民指標「消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用するとした人の割合」については、目標を達成することができませんでした。消費生活相談窓口の認知度は高まりつつあるものの、まず家族・知人に相談するという方の割合が依然として多い状況にあり、気軽に相談できる窓口であるということも含め、消費生活相談窓口の存在をさらに周知していく必要があります。

平成29年度の取組方向

【環境生活部 次長 富田 康成 電話：059-224-2468】

- ①消費者団体、事業者団体等が参画する「みえ・くらしのネットワーク」をはじめとする、多様な主体との連携・協力を強化して、消費者トラブルの未然防止、拡大防止の啓発に生かしていきます。
- ②高齢者等の消費者トラブル防止に向けて、引き続き、「消費者啓発地域リーダー」を養成するとともに、市町で実施される地域の見守り力向上の取組の中で、地域リーダーを生かしてもらうよう市町に働きかけます。
- ③消費者の各年代に応じて消費生活に関する知識を身につけてもらうために、消費生活出前講座、青少年消費生活講座等を積極的に行い、地域における消費者啓発・消費者教育を進めるとともに、学校等の教育機関との連携を図り、若い世代への消費者教育に取り組みます。また、消費者月間記念講演会等のイベントやフリーペーパー、啓発冊子の配布等のさまざまな手段により、消費者ホットライン「188（いやや!）」の周知なども含めた情報提供、啓発に取り組みます。
- ④高度で複雑になってきている消費者トラブルに対応するため、県内消費者行政の中核センターである県消費生活センターにおいて専門的な相談対応を行うとともに、消費者事故等に関する情報集約や情報提供を行います。また、県民に身近な市町で消費生活相談に対応できるよう、相談体制の充実について市町に働きかけや助言を行います。
- ⑤悪質な商取引について、国、近隣県、警察、関係機関等と連携して事業者の指導を行います。また、商品・サービスにかかる不適正な表示について、関係部局、近隣県、消費者庁等と連携して事業者の監視・指導を行います。加えて、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

* 「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 4 4

薬物乱用防止と動物愛護の推進等

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携し、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組むことで、薬物の乱用のない社会と、人と動物が安全・快適に共生できる社会が実現しています。

また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保されているとともに、生活衛生営業施設の衛生が確保され、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

平成 31 年度末での到達目標

多くの関係機関と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する県民の意識が向上するとともに、取締りの強化により容易に薬物が入手できない環境が整備されています。また、医薬品等の製造業者等および生活衛生営業施設の監視指導などを行うことにより、安全な製品やサービスが提供されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標の目標を達成するとともに、活動指標についても、目標をほぼ達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|------------------------------|--|------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 危険ドラッグの販売店舗数（インターネット販売店舗を含む） | 0 件 | 0 件 | 1.00 | 0 件 | | 0 件 |
| 目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグを販売する店舗（インターネット販売店舗を含む。）に対し、監視指導を実施した後の店舗数 | | | | | |
| 29 年度目標値の考え方 | インターネット監視や警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグを販売する店舗を根絶するため、店舗を発見した場合は監視指導により廃業させ、0 件を維持することを目標値として設定しました。 | | | | | |

| 活動指標 | | | | | | | |
|--------------------------|---------------------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 14401 薬物乱用防止対策の推進（健康福祉部） | 薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた人数(累計) | 451,744 人 | 509,000 人 | 1.00 | 569,000 人 | | 689,000 人 |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|---|---|-------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 14402 人と動物 との共生環境 づくり (健康福祉部) | 犬・猫の殺処分 数 | | 340 匹 以下 | 1.00 | 270 匹 以下 | | 200 匹 以下 |
| | | 366 匹 | 191 匹 | | | | |
| 14403 医薬品等 の安全な製 造・供給の確保 (健康福祉部) | 県内の医薬品 等製造施設の うち不良品を 出さなかった 施設の割合 | | 100% | 0.97 | 100% | | 100% |
| | | 97.4% | 97.4% | | | | |
| 14404 生活衛生 営業の衛生確 保 (健康福祉部) | 生活衛生営業 施設のうち健 康被害が発生 しなかった施 設の割合 | | 100% | 1.00 | 100% | | 100% |
| | | 99.9% | 100% | | | | |

(単位：百万円)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 予算額等 | 196 | 415 | 185 | | |
| 概算人件費 | | 356 | | | |
| (配置人員) | | (39 人) | | | |

平成 28 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「平成 28 年度三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、警察本部、教育委員会等関係機関と連携して、薬物乱用防止のための啓発（街頭啓発 64 回、講習会参加者数 62,598 人）、立入検査（医療用麻薬等取扱い施設の立入検査 1,621 施設）、再乱用防止対策（薬物依存者等の相談 29 件、薬物依存者の家族教室の開催 5 回）に取り組みました。また、東海北陸厚生局、警察本部等の関係機関と連携した取組により県内の危険ドラッグ販売店舗は 0 件を維持しており、県民指標については目標を達成できました。今後も引き続き、関係機関と連携して、危険ドラッグをはじめとする薬物乱用対策に取り組む必要があります。
- ②「第 2 次三重県動物愛護管理推進計画」（平成 26 年度から平成 30 年度）に基づき、（公社）三重県獣医師会やボランティア団体等と連携し、動物愛護教室等の普及啓発活動、飼い主への終生飼養の指導等の犬・猫の引取り数を減らす取組や譲渡事業（犬譲渡数 240 頭、猫譲渡 372 匹、動物愛護教室等参加者 2,302 名）等を行うとともに、災害に備えたペット対策に取り組みました。また、動物愛護管理事業の推進に必要な犬・猫の譲渡や診療等の機能を備えた三重県動物愛護推進センター（あすまいる）の整備を行いました。今後も引き続き、「あすまいる」を拠点として、関係団体等と連携し、普及啓発活動や譲渡事業等の取組を推進する必要があります。
- ③医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導を実施（2,661 施設）するとともに、医薬品等製造施設のうち不良品を出した 4 施設に対しては、再発防止策を含む重点的な監視指導を実施しました。

また、医薬品等の適正使用のため、くすりの相談テレホン（相談 4,062 件）により県民に対して医薬品等の副作用や服用方法等の情報を提供しました。今後も引き続き、医薬品等の安全確保や適正使用のため、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を行うとともに、県民に対して情報提供を行う必要があります。

- ④薬局・薬剤師の在宅医療への参画を促進するため、訪問薬剤管理指導に取り組む薬局薬剤師への研修会（四日市地域で 16 回）や無菌調剤技術習得のための薬局薬剤師への研修会（7 回）を開催しました。また、大学訪問や薬学部学生向け就職情報誌の作成等により薬局・病院の薬剤師の確保支援を行いました。薬剤師が期待される職能を発揮し、薬局は地域包括ケアシステムを構成する施設として重要な役割を担う必要があることから、今後も引き続き、在宅医療への薬局・薬剤師の参画の推進に係る取組や薬剤師の確保支援を行う必要があります。
- ⑤ヤングミドナサポーター（641 名）や三重県学生献血推進連盟「みえっち」等の若年層と連携した献血啓発（街頭献血ページェント 35 回）の実施や血液センター等と連携した県内の高等学校に対する献血セミナー（51 回）の開催により、高校への献血バスの導入数（18 校）も増加し、多くの若年層に献血思想の普及啓発を行いました。将来にわたって献血協力者を確保するため、今後も引き続き、若年層に対する献血啓発に取り組む必要があります。
- ⑥生活衛生営業施設の利用による県民の健康被害の発生を防止するため、監視指導や講習会等を実施しました。今後も引き続き、監視指導や講習会等に取り組む必要があります。

平成 29 年度の取組方向

【健康福祉部 次長 泉 幸宏 電話：059-224-2321】

- ①「三重県薬物の濫用の防止に関する条例」等に基づき、警察本部、教育委員会等の関係機関と連携し、計画的な啓発、取締りや再乱用防止等により、危険ドラッグの販売店舗 0 件を維持するなどの薬物乱用防止に取り組めます。
- ②「第 2 次三重県動物愛護推進計画」に基づき、関係団体等と連携し、動物愛護教室等の普及啓発活動等に取り組むとともに、動物愛護管理の拠点として「あすまいる」を平成 29 年 5 月に開所し、これらの取組を推進します。
- ③医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を行い、医薬品等製造施設のうち不良品を出した施設 0 件をめざすとともに、県民に対して医薬品の副作用等に関する正しい知識の提供に取り組めます。
- ④移動型調剤研修施設（モバイルファーマシー）の導入等による薬局・薬剤師の在宅医療への参画の促進や薬剤師の確保のための支援に取り組めます。
- ⑤若年層の献血推進のため、高等学校において献血セミナーを開催するとともに、高校生や大学生等の献血ボランティアと連携した献血啓発を実施していきます。
- ⑥生活衛生営業施設における衛生確保を図るため、施設の監視指導等を行うとともに、（公財）三重県生活衛生営業指導センターと連携して自主的な衛生管理の推進を図ります。

* 「○」のついた項目は、平成 29 年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の KPI の基本的な取組方向の番号を示しています。

施策 1 4 5 食の安全・安心の確保

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られているとともに、高病原性鳥インフルエンザ*等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備され、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。

平成 31 年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通に至る全ての過程において監視指導を行うとともに、食関連事業者の自主管理体制が構築されることにより、安全で安心な食品が供給されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|------------|------|---|
| 進展度 * | A (進んだ) | 判断理由 | 県民指標、活動指標とも目標をすべて達成していることから、「進んだ」と判断しました。 |
|----------|------------|------|---|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|-------------------------|--|--------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 食品の基準適合の確認率(累計) | 33.0% | 50% 50.2% | 1.00 | 67% | | 100% |
| 目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 検査する全ての食品と食品表示を行う全ての製造・加工施設のうち、基準に適合していることを確認した食品や施設（不適合であったが適合するよう改善したものを含む）の割合 | | | | | |
| 29 年度目標値の考え方 | 平成 31 年度までに、全て（食品：15,000 件、施設：13,800 件）の基準への適合性を確認し、安全で安心な食品供給の体制の維持が図られるよう、平成 29 年度の目標値を設定しました。 | | | | | |

| 活動指標 | | | | | | | |
|-----------------------------|----------------|---------|----------------------|------------|------------|------------|------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 14501 食の安全・安心の確保 (健康福祉部) | 食品事業者の自主点検実施件数 | 3,126 件 | 10,500 件 11,420 件 | 1.00 | 18,400 件 | | 34,200 件 |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------------------------------|----------------------------|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 14502 農水産物の安全・安心の確保 (農林水産部) | 高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の感染拡大阻止率 | | 100% | 1.00 | 100% | | 100% |
| | | 100% | 100% | | | | |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 215 | 178 | 219 | | |
| 概算人件費 | | 1,369 | | | |
| (配置人員) | | (150人) | | | |

平成28年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品による健康被害の防止や食品表示の適正化等のため監視指導を実施（監視指導件数 15,808 件）するとともに、食品中の残留農薬や微生物等について検査を実施し、衛生基準等に不適合があった場合は、事業者に対して改善するよう指導しました（検査件数 2,213 件、不適合率 2.94%）。また、食肉の安全性を確保するため、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施しており、これらの取組により県民指標の目標を達成することができました。引き続き、食品による危害発生リスクの低減や食品表示の適正化を図るため、監視指導および検査を実施する必要があります。
- ②米穀の産地偽装等の再発防止や、県民の信頼回復を図るため、食品事業者等に対してコンプライアンス研修会を開催しました（講習会開催数 2 回、米の産地・品種の科学的検査 8 検体）。また、三重県食品衛生協会と連携し、食品関係施設の衛生管理や食品表示等についての自主点検を推進するなど、食品事業者等が行う自主衛生管理の取組を促進しました（自主点検実施件数 累計 11,420 件）。引き続き、食品事業者等による自主衛生管理を推進する必要があります。
- ③伊勢志摩サミットに関する食品関係施設に対し、重点的に監視指導や食品検査を実施した結果、食中毒又は食中毒が疑われる事案は発生しませんでした（監視実施施設数 558 施設、検査件数 544 件）。引き続き、「第 27 回全国菓子大博覧会・三重」や観光地の飲食店等の施設の監視指導を実施する必要があります。
- ④「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」に基づき、消費者や学識経験者で組織する「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」等で検討した行動計画に基づいて、食品の監視指導體制を充実するとともに関連事業者の主体的な取組の推進、県民への情報提供および理解促進を総合的に進めました。全国的には不適正表示等の疑義案件、基準違反等、食の安全・安心に関わる事案が依然として発生していることから、引き続き関係部局が連携し、総合的に取り組む必要があります。
- ⑤県民の皆さんが食の安全・安心に関する正しい知識と理解を深め、適切な判断や選択が行えるよう、ホームページの充実（更新 309 回）および出前トーク等（13 回）の開催、関係団体等と連携した情報発信（イベントへの出展 18 回、新聞・雑誌等への掲載 32 回）、県民意識調査（1 回）等に取り組みました。今後も、県民の皆さんが主体的に食の安全・安心について学べるよう、学習機会や適切な情報等を提供する必要があります。

- ⑥高病原性鳥インフルエンザ等では、県対応マニュアルを用いた訓練等を実施しました。また、国内家きん農場12件での発生時、県内野鳥1件での確認時には、家きん農場へ防疫対策の徹底及び異常時の早期発見、早期通報の指導徹底を行いました。さらに、2月の最警戒時期に向け、1月に県全域に消毒命令を発令、県内民間農場への消石灰配付を行い、防疫体制の高水準化に取り組みました。引き続き、防疫対策の徹底、関係機関と連携した速やかな防疫体制の推進が必要です。
- ⑦農薬、肥料、動物・水産用医薬品等の適正使用管理、安全・安心な農水産物生産システムの構築のため、販売事業者等に対して立入検査や、魚病診断、残留検査、貝毒検査（48回）等を実施しました。引き続き、生産資材である農薬・肥料、動物・水産用医薬品等が適正に使用されるよう、販売事業者等への監視指導、啓発活動に取り組む必要があります。さらに、IPM（総合的病害虫管理）や土壌管理に関する情報提供や普及啓発等により、環境に配慮した生産方式の産地への導入を推進しました。食品関連業者等からのニーズをふまえ、引き続き産地におけるIPM等の導入を推進していく必要があります。

平成29年度の取組方向

【健康福祉部 次長 泉 幸宏 電話：059-224-2321】

- ①食品による健康被害の防止や食品表示の適正化のための監視指導を実施するとともに、食品中の残留農薬や微生物等について検査を実施し、衛生基準等に不適合があった場合は、事業者に対して改善するよう指導します。また、食肉の安全性を確保するため、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施します。
- ②米穀の産地偽装等の再発防止や、県民の信頼回復を図るため、農林水産部と連携し、食品事業者等に対してコンプライアンス研修会を開催するとともに、三重県食品衛生協会と連携し、食品関係施設の衛生管理や食品表示等についての自主点検を推進するなど、食品事業者等が行う自主管理の取組を促進します。
- ③「第27回全国菓子大博覧会・三重」の開催期間中の食品による事故の防止を図るとともに、観光客の増加が見込まれる観光地において、飲食店等の施設の監視指導を実施します。
- ④「三重県食の安全・安心確保推進会議」を開催し、関係部局が連携して食の安全・安心確保のための施策を総合的に推進します。また、食の安全・安心に関する施策を調査審議する「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」を適宜開催し、委員の意見等を施策に反映させていきます。
- ⑤消費者の皆さんが食の安全・安心に関する正しい知識と理解を深められるよう、出前トークやホームページの充実、SNSの活用を図るとともに、関係団体等と連携した情報提供を進めます。
- ⑥高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生予防と万が一の発生時の迅速な対応に向け、市町や県関係部局等と連携し、防疫演習等を通して防疫体制の強化を図るとともに、農場巡回等の機会を通じて、生産者段階における飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導し、防疫体制の強化を図ります。
- ⑦農薬、動物・水産用医薬品等の適正な使用等に向け、販売業者等に対する監視指導および啓発活動等を計画的に行います。さらに、みえの安全・安心農業生産の普及・拡大を図るため、産地へIPM（総合的病害虫管理）の実践や土壌診断による適正な土壌管理等を推進します。

*「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

*「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

施策 1 4 6

感染症の予防と拡大防止対策の推進

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

平成 31 年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識が高められ、感染予防や感染拡大防止対策がとられています。

また、発生すると社会的影響が大きい感染症については、速やかな防疫措置ができています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標の目標を達成するとともに、活動指標についても、目標をほぼ達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-----------------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 危険性の高い感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合 | 100% | 100% | 1.00 | 100% | | 100% |

目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方

| | |
|--------------|--|
| 目標項目の説明 | 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、一、二、三類感染症発生数のうち集団感染が抑止できた割合 |
| 29 年度目標値の考え方 | 一、二、三類感染症の集団発生を起こさない、もしくは小規模に抑えることが重要であるため、患者発生数のうち、集団発生を抑止できた数の割合を 100%とすることを目標として設定しました。 |

活動指標

| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|------------------------------|-----------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 14601 感染予防のための普及啓発の推進（健康福祉部） | 感染予防を普及啓発する推進者の総数（累計） | | 100 人 | 1.00 | 200 人 | | 400 人 |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------------------------------------|---------------------------------|--------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 14602 感染症危機管理体制の整備 (健康福祉部) | 感染症危機管理に関する訓練実施率 | | 40% | 1.00 | 60% | | 100% |
| | | 20% | 50% | | | | |
| 14603 感染症対策のための相談・検査の推進 (健康福祉部) | 保健所におけるHIV(エイズの原因となるウイルス)検査受診者数 | | 1,490件 | 0.90 | 1,560件 | | 1,700件 |
| | | 1,395件 | 1,337件 | | | | |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 289 | 569 | 470 | | |
| 概算人件費 | | 365 | | | |
| (配置人員) | | (40人) | | | |

平成28年度の取組概要と成果、残された課題

- ①感染症情報化コーディネーターのスキルアップ研修会(1回)を実施するとともに、学校、幼稚園、保育所、高齢者施設等で感染症情報化コーディネーターと協力しながら感染予防を普及啓発する推進者の養成研修会(6回)を実施し、144人を養成しました。今後も引き続き、感染症情報システムの活用やコーディネーターとの連携により、各施設等で感染予防対策がとれるよう、推進者の養成に取り組んでいく必要があります。
- ②エボラ出血熱や新型インフルエンザ、中東呼吸器症候群(MERS)等のような、発生すると社会的影響の大きい感染症に対し、適切な治療や防疫措置を講じるため、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への補助、防疫用品や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄の更新を行うとともに、発生に備えて医療機関等と連携した訓練(5回)や情報交換会を行い、体制の整備を図りました。その結果、県民指標にある感染症の集団発生はありませんでした。今後も引き続き、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への補助、防疫用品や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄の更新を行うとともに、発生時に迅速な対応ができるよう関係機関と連携した訓練を実施するなど、防疫体制の充実を図っていく必要があります。
- ③エイズや肝炎の早期発見と感染拡大防止のため、保健所における無料のHIV(エイズの原因となるウイルス)検査や相談(検査1,337件、相談284件)、B型・C型肝炎ウイルス検査(医療機関委託分B型68件、C型68件、保健所実施分B型1,181件、C型1,180件)や普及啓発を実施しました。エイズやウイルス性肝炎の感染拡大や発病の予防には早期発見と適切な医療が重要であることから、今後も引き続き、無料の検査や啓発を実施していくとともに、陽性者が安心して治療を受けることができるよう、相談体制の充実に取り組む必要があります。また、ウイルス性肝炎患者等の重症化を予防するため、フォローアップ事業や検査費用の助成を実施しました。ウイルス性肝炎患者等の重症化予防については、適切な医療につなげることが重要であることから、引き続き、フォローアップ事業等の実施や啓発を行っていく必要があります。

- ④結核は、集団感染のリスクが高く、早期発見と治療の完遂が重要なため、健康診断や医療費の助成、訪問指導、服薬支援（DOTS）、接触者健診、結核菌分子疫学的解析等を実施し、感染拡大を防止しました。その結果、県民指標にある感染症の集団発生を抑止することが出来ました。しかし、県内の結核新規登録患者数は減少しておらず、患者の高齢化や外国人患者の増加等の課題があるため、今後も引き続き、対策を継続するとともに、高齢者や外国人等に対する支援を充実する必要があります。
- ⑤予防接種については、三重県予防接種センターにおいて、県民や市町等からの相談（予防接種センターでの接種人数 743 人、相談件数 603 件）に対応するとともに、市町と連携して健康被害者の救済や接種率向上、誤接種の防止等に取り組みました。また、先天性風しん症候群の発生を予防するため、無料の風しん抗体検査を実施しました（抗体検査件数 772 件）。予防接種が適切に実施されるよう、これらの取組を継続していく必要があります。

平成 29 年度の取組方向

【健康福祉部 次長 泉 幸宏 電話：059-224-2321】

- ①感染症情報化コーディネーターの資質向上を図るとともに、各施設等で感染予防を普及啓発する推進者を養成します。また、感染症情報システムを活用し、コーディネーターや推進者、各施設等と連携を図りながら感染予防や感染拡大防止に取り組みます。
- ②発生すると社会的影響の大きい感染症の発生に備え、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への補助、防疫用品や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄を継続するとともに、医療機関、消防、警察等の関係機関と連携した訓練を実施し、発生時に迅速な対応ができるよう体制を整えます。
- ③早期発見や感染拡大防止に向けて、HIVや肝炎ウイルスの無料検査の実施、イベント等にあわせて行う正しい知識や検査の必要性の啓発とともに、陽性者が安心して治療を受けることができるよう、相談体制の充実に取り組みます。また、ウイルス性肝炎患者等を対象に、重症化予防のためのフォローアップ事業や検査費用の助成を実施するとともに、これらの事業の啓発を行います。
- ④結核の早期発見と適切な治療につながるよう、健康診断や医療費の助成、訪問指導、服薬支援（DOTS）、接触者健診、結核菌分子疫学的解析等を継続するとともに、高齢者や外国人等に対して正しい知識の普及啓発を行います。
- ⑤三重県予防接種センターの円滑な運営を支援するとともに、市町と連携した健康被害者の救済や接種率向上、誤接種の防止等の取組を継続し、予防接種が適切に実施されるよう体制の充実を図ります。また、先天性風しん症候群の発生を予防するため、無料の風しん抗体検査を継続します。

* 「○」のついた項目は、平成 29 年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の KPI の基本的な取組方向の番号を示しています。

施策 1 4 7

獣害対策の推進

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

農山漁村に暮らす皆さんとともに、野生鳥獣の被害防止や生息数管理、獣肉等の利活用を促進する総合的な獣害対策に取り組むことにより、獣害が減少し、安心して暮らせる農山漁村の実現につながっています。

平成 31 年度末での到達目標

農山漁村の振興を図る上で支障となっている獣害が減少し、安心して暮らせる農山漁村づくりが進むとともに、持続的な農林水産業の展開につながっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|---|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標の被害金額目標を達成するとともに、活動指標も、ほぼ達成しており、ある程度進んだと判断しました。 |
|----------|----------------|------|---|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|------------------|--------------------|--------------------|------------|--------------------|------------|--------------------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 野生鳥獣による農林水産業被害金額 | / | 533 百万円 (27 年度) | 1.00 | 508 百万円 (28 年度) | / | 460 百万円 以下 (30 年度) |
| | 558 百万円 (26 年度) | 517 百万円 (27 年度) | | / | / | |

目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方

| | |
|--------------|--|
| 目標項目の説明 | サル、ニホンジカ、イノシシ、カワウによる農林水産業の被害金額 |
| 29 年度目標値の考え方 | 国の方針に合わせて、10 年後にニホンジカ・イノシシの生息数とサルの加害群を半減させることにより、4 年間で約 1 億円の被害額の減少をめざすことから、毎年度 25 百万円減少させることを目標として設定しました。 |

活動指標

| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|--------------------------------------|------------------------|-------------------|-------------------|------------|-------------------|------------|-------------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 14701 獣害対策の体制づくりの推進(農林水産部) | 獣害対策の体制づくりに取り組む集落数(累計) | / | 503 集落 (27 年度) | 1.00 | 536 集落 (28 年度) | / | 600 集落 (30 年度) |
| | | 470 集落 (26 年度) | 505 集落 (27 年度) | | / | / | |
| 14702 獣害につよい集落活動の実践による被害防止の推進(農林水産部) | 被害が大きい集落の割合 | / | 45% (27 年度) | 0.92 | 42% (28 年度) | / | 36% (30 年度) |
| | | 47% (26 年度) | 49% (27 年度) | | / | / | |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | 29年度 目標達成 状況 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|---|---|---------|------------|--------------------|------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 14703 野生鳥獣 のモニタリ ングに基づいた 生息数管理の 推進（農林水産 部） | ニホンジカの 推定生息頭数 | | 50,800頭 | 0.93 | 47,400頭 | | 41,500頭 |
| | | 56,200頭 | 54,400頭 | | | | |
| 14704 獣肉等利 活用の促進（農 林水産部） | みえジビエ*と して利活用さ れた野生獣の 頭数（ニホンジ カ、イノシシ） | | 1,000頭 | 0.59 | 1,100頭 | | 1,300頭 |
| | | 957頭 | 592 | | | | |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 293 | 292 | 419 | | |
| 概算人件費 | | 110 | | | |
| (配置人員) | | (12人) | | | |

平成28年度の取組概要と成果、残された課題

- ① 獣害対策に取り組む集落を拡大するため、新たに60集落をターゲットにして、集落座談会や研修会を開催する取組を進めた結果、獣害対策の体制づくりに取り組む集落は新たに37集落増加し、累計では542集落となる見込みです。しかし、県内では、依然として900以上の集落で被害が発生しており、引き続き、獣害対策の体制づくりに取り組む集落を拡大していく必要があります。
- ② 獣害対策に取り組む集落づくりへの機運醸成と県民の皆さんの獣害対策への理解促進を図るため、「獣害につよい三重づくりフォーラム」を開催し、約400名の参加を得ました。フォーラムでは地域住民が一体となって被害軽減に取り組んだ優良活動の表彰や発表を通じて、獣害対策に対する地域住民の意欲喚起を行いました。今後もフォーラムの開催等による優良活動事例の表彰・発表等を通じて、獣害対策への理解促進と取組への機運醸成を図る必要があります。
- ③ 地域の獣害対策を担う人材を育成するため、指導者育成講座を6回開催し、延べ229名の参加がありました。また、地域に導入されている大型捕獲檻のさらなる活用のため、地域の指導者43名を対象として、捕獲技術の向上を図るための研修会を開催しました。今後とも、獣害対策の指導者育成とスキルアップを図る取組を進める必要があります。
- ④ 野生獣による生活被害への対応として、鉄道事業者や警察などを構成員とする連絡協議会を開催し、野生獣による被害状況とそれぞれが実施している対策等について情報共有を行いました。今後とも関係機関との情報共有と連携を進めていく必要があります。
- ⑤ 「被害防止」の取組として、侵入防止柵の整備を10市町で進め、新たに41kmを整備し、累計では2,114kmとなりました。侵入防止柵は獣害防除の基礎的設備であることから、今後とも必要な個所に設置を進めるとともに、既存侵入防止柵の適切な管理を進めることで、被害防止対策を継続していく必要があります。
- ⑥ 地域の捕獲力を強化するため、広域捕獲や共同捕獲など、5市町・5協議会における取組を支援しました。引き続き、捕獲力を強化していく必要があります。

- ⑦県内 20 市町における平成 29 年度からの市町の獣害対策のマスタープランとなる被害防止計画の策定において、獣害情報マップ等を活用した重点捕獲エリアについての情報提供やアドバイスなどの支援を実施しました。引き続き、市町の被害防止計画達成に向けた支援に取り組む必要があります。
- ⑧鳥獣捕獲者の確保に向け、「獣害につよい三重づくりフォーラム」において、狩猟免許取得支援コーナーを設けるとともに、狩猟免許試験を 3 回開催することで、333 名が新たに狩猟免許を取得しました。また、狩猟免許更新講習を各地で 14 回開催し、狩猟免許の更新率を高めました。狩猟免許保持者の高齢化が進むなか、引き続き狩猟免許保持者の確保を図ることが必要です。
- ⑨野生鳥獣の管理計画である第 11 次鳥獣保護管理事業計画を変更し、鳥獣保護区を適切に配置するとともに、ニホンジカの生息数管理を強化するため、第二種特定鳥獣管理計画*（ニホンジカ）を改定しました。また、適切な生息数管理による野生鳥獣との共生を図るため、平成 29 年度から施行する第 12 次鳥獣保護管理事業計画および第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）を策定しました。引き続き、これらの計画に基づき、適切に生息数管理を実施する必要があります。
- ⑩ニホンジカによる被害を軽減させるため、生息密度が高いものの捕獲が進んでいない鉄道沿線地域において、県が猟友会に委託しニホンジカの捕獲に取り組み、270 頭を捕獲しました。引き続き、県による捕獲と市町が行う有害捕獲、狩猟による捕獲を組み合わせ、ニホンジカの捕獲強化に取り組む必要があります。
- ⑪「みえジビエ」の普及に取り組んだ結果、県策定の『「みえジビエ」品質・衛生管理マニュアル』を遵守する事業者・施設を登録する「みえジビエ登録制度*」の登録数は 3 月末現在で 101 施設となりました。引き続き、捕獲・解体処理技術の向上に努めるとともに、登録施設の拡大に取り組み、「みえジビエ」の需要を創出していく必要があります。
- ⑫平成 28 年 8 月にみえジビエ登録事業者により設立された「みえジビエ推進協議会」と連携し、今後の「みえジビエ」の普及・販路拡大に向けた事業計画について協議を進めています。今後も、「みえジビエ」の普及に向けた「みえジビエ推進協議会」の活動を支援していく必要があります。
- ⑬「県民指標」については目標を達成できました。県、市町、関係団体等が連携し、獣害対策に取り組む集落の拡大、侵入防止柵の整備や有害捕獲が進んだ結果です。

平成 29 年度の取組方向

【農林水産部 次長 平野 繁 電話：059-224-2017】

- ①獣害対策の「体制づくり」の取組として、集落代表者アンケートで獣害が大きいと回答する集落に対して、市町と連携し、獣害対策技術の情報提供や集落内での合意形成を図り、獣害対策に取り組む集落づくりを推進します。
- ②獣害対策に取り組む集落の優れた活動を表彰するとともに、獣害対策の新技術などの情報提供と集落間の情報交換を図るフォーラムの開催などを通じ、集落ぐるみで獣害対策に取り組む機運の醸成を進めます。
- ③地域の獣害対策を担う人材を育成するため、基礎および実践的内容の研修会を開催し、獣害対策の指導者の育成・確保を図ります。また、地域に導入された大型捕獲檻による捕獲を進めるため、捕獲効率を高める技術研修会を開催します。
- ④生活被害の軽減に向け、引き続き、鉄道事業者や警察等の関係機関が参加した連絡協議会を開催し、情報共有と連携強化を図ります。

- ⑤野生鳥獣による被害を減少させるための「被害防止」の取組として、集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや侵入防止柵の整備などへの支援、大量捕獲技術等の普及、組織的な捕獲の推進などによる捕獲力強化を図ります。
- ⑥市町が策定した被害防止計画の目標達成に向け、市町内の被害状況や捕獲状況などを地図上で視覚的に示した獣害情報マップ等を提供するなど、効率的・効果的な取組を支援します。
- ⑦ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの「生息数管理」を適切に行うため、生息状況のモニタリングを着実に実施するとともに、現状の捕獲頭数を今後とも維持・拡大するため、狩猟免許所持者の確保に向けた取組を進めます。
- ⑧ニホンザルについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づいた計画的な個体数調整を進めるため、サル群の管理計画である地域実施計画の策定を市町に促します。この中で、加害レベルの高いサル群について、大量捕獲技術等を活用した対策を進めます。
- ⑨個体数の増加が著しいニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づいた県による捕獲を積極的に進めます。
- ⑩獣肉等の利活用を促進するため、「みえジビエ推進協議会」と連携し、『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアルの普及や「みえジビエ登録制度」の適正な運用による登録事業者の拡大に努めるほか、「みえジビエ」の付加価値向上に向けた商品開発や販路拡大などに取り組みます。

* 「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

施策 1 5 1

地球温暖化対策の推進

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

地球温暖化対策の必要性について広く認知され、県民一人ひとりが日常生活において、また事業者は事業活動において、温室効果ガス排出削減に向けて自主的に行動し、地球温暖化の緩和が進められているとともに、さまざまな分野において、県内で起こりつつある地球温暖化による気候変動の影響への適応が進められています。

平成 31 年度末での到達目標

家庭や事業所では、省エネルギー、節電、再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減の自主的な取組が進んでいます。

また、県民の皆さんや事業者等が連携した低炭素なまちづくりの取組が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標は目標達成の見込みであるが、活動指標で目標を達成していない項目があるため、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|-------------------------|---|---|------------|---------------------------|------------|---------------------------|
| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 家庭での電力消費による二酸化炭素排出量 | 1,144 千 t-CO ₂ | 1,165 千 t-CO ₂ 1,160 千 t-CO ₂ (速報値) | 1.00 | 1,150 千 t-CO ₂ | | 1,119 千 t-CO ₂ |
| 目標項目の説明と平成 28 年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 家庭部門からの二酸化炭素排出量として、家庭での電力消費による二酸化炭素排出量 | | | | | |
| 29 年度目標値の考え方 | 国では、2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガスの排出量を 26%削減することとしており、家庭での取組を継続して促進しつつ、国の目標達成に資するよう目標値を設定しました。 | | | | | |

| 活動指標 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | |
|----------------------------------|-------------------------------------|------------------------------|---------------------------|------------|-----------------|------------|-----------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | |
| | | 15101 温室効果ガス排出削減の取組推進（環境生活部） | 大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率 | / | +0.8% (27年度) | 1.00 | +1.2% (28年度) |
| | | -0.5% (26年度) | -1.4% (27年度) | / | / | | / |
| 15102 電気自動車等を活用した温暖化対策の推進（環境生活部） | 電気自動車等を活用した温暖化対策に取り組む地域の数（累計） | / | 4地域 | 0.33 | 6地域 | 8地域 | 10地域 |
| | | 1地域 | 2地域 | | / | / | / |
| 15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進（環境生活部） | 地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合 | / | 97.0% | 1.00 | 98.0% | 99.0% | 100% |
| | | 95.8% | 99.3% | | / | / | / |
| 15104 環境教育の推進（環境生活部） | 環境教育講座等参加者の満足度 | / | 100% | 0.99 | 100% | 100% | 100% |
| | | 98.4% | 99.7% | | / | / | / |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 429 | 705 | 581 | / | / |
| 概算人件費 | / | 119 | / | / | / |
| (配置人員) | / | (13人) | / | / | / |

平成28年度 of 取組概要と成果、残された課題

- 平成28年5月に国の地球温暖化対策計画が閣議決定され、一層の温室効果ガス排出削減を進めていく必要があり、「三重県地球温暖化対策推進条例」や「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減の取組を推進しました。また、出前講座等を通じて県民の皆さんへの普及啓発に取り組んだことなどにより、県民指標「家庭での電力消費による二酸化炭素排出量」については、目標を達成する見込みです。
- 市町等と連携して電気自動車等の活用に取り組み、多気町等において電気自動車の活用が進められ、他の複数の市町においても電気自動車の活用が検討されています。引き続き、電気自動車の活用に取り組むとともに、家庭や事業所の省エネルギーの取組も促進する必要があります。
- カーボン・オフセットの手法を活用し、中小企業の二酸化炭素排出削減や森林所有者等の二酸化炭素吸収源対策を促進するため、県内の取組事例を紹介するパンフレットを作成するとともに、カーボン・オフセットの説明会や「地球にやさしい三重の物産フェア」（三重テラス）を開催しました。また、「みえエコ通勤デー」について、利用者等のアンケートを実施するとともに、利用区間の制限撤廃など利用者の利便性向上を図っていますが、さらに取組を促進する必要があります。

- ④事業者の環境マネジメントを促進するため、事業者アンケートの実施等により現状分析を行ったうえで、「三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）*」取得事業者の取組事例やM-EMSの有用性等の紹介を行い、M-EMS認証機構と連携して、取引先を多く持つ県内の大企業や業界団体等のさまざまな団体等に働きかけ、環境経営の取組の普及啓発を進めましたが、継続認証事業所数は増加していないことから、今後も一層の普及に努める必要があります。
- ⑤家庭での二酸化炭素の排出削減を促進するため、地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動や「みえ環境フェア」などのイベントを通じて、節電の取組や省エネ家電の購入、再生可能エネルギーの導入などを促進しました。今後もこうした取組を継続する必要があります。
- ⑥国の気候変動影響への適応計画の策定を受け、県における気候変動影響への適応策を進めるために、県の現状の取組状況を取りまとめるとともに、気候変動により将来生じる影響の最新情報について、出前講座や「気候講演会」を開催しました。引き続き、県民の皆さんや事業者等に情報提供していく必要があります。
- ⑦環境行動の定着を図るため、三重県環境学習情報センターの講座において、ESD*の取組を推進しました。今後も、県民の皆さんのニーズにあった学習メニューにより、継続して取り組む必要があります。

平成29年度の取組方向

【環境生活部 副部長 森 靖洋 電話：059-224-2620】

- ①国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で締結されたパリ協定の発効を受け、地球温暖化対策を着実に進めるため、「三重県地球温暖化対策推進条例」や「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減の取組を推進します。
- ②市町等と連携して電気自動車等の活用や省エネルギーに取り組み、家庭や事業所での二酸化炭素の排出を抑制するなど、低炭素なまちづくりを進めます。
- ③カーボン・オフセットの手法の活用促進に引き続き取り組むとともに、「みえエコ通勤デー」について、利用者のニーズにあった普及策を三重県バス協会と共に検討し、市町や商工団体等を通じて「みえエコ通勤デー」の取組を促進します。
- ④事業者の環境マネジメントを促進するため、M-EMS取得事業者の取組事例やM-EMSの有用性などの紹介を行い、大企業や商工団体、事業者団体、市町等と連携して、環境経営の取組の普及啓発を進めます。
- ⑤家庭での二酸化炭素の排出削減を促進するため、地球温暖化防止活動推進センターを拠点として、家庭での省エネ手法等に関する講座等の充実を図るとともに、地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、節電の取組や再生可能エネルギーの導入等を促進します。
- ⑥気候変動により将来生じる影響の最新情報について、出前講座や「気候講演会」などを通じて県民の皆さんや事業者等に情報提供し、緩和と適応の取組を促進します。
- ⑦環境行動の定着を図るため、三重県環境学習情報センターの講座において、ESDの取組を推進するとともに、県民の皆さんのニーズにあった学習メニューを提供していきます。

*「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 5 2

廃棄物総合対策の推進

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用および適正処理が進むとともに、廃棄物が貴重な資源やエネルギー源としてより一層有効活用され、循環型社会の定着が実感できる社会となっています。

平成 31 年度末での到達目標

ごみの発生・排出抑制が進み、地域特性などに応じた循環利用により、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進み、不適正処理 4 事案についても着実に是正されてきています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標および活動指標の目標をおおむね達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|-------------------------|--|-----------------------------------|------------|---------------|------------|---------------|
| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 廃棄物の最終 処分量 | 309 千 t | 289 千 t 以下 296 千 t (速報値) | 0.98 | 283 千 t 以下 | | 270 千 t 以下 |
| 目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目 の説明 | 最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量 | | | | | |
| 29 年度目標値 の考え方 | 廃棄物処理計画の目標値の考え方をふまえて設定した平成 31 年度目標値の達成に向けて、平成 29 年度目標値を 283 千 t 以下と設定しました。 | | | | | |

| 活動指標 | | | | | | | |
|--|---|-------------|---------------------------------------|------------|---------------|------------|---------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 15201 ごみゼロ 社会の実現 (環境生活部 廃棄物対策局) | 1 人 1 日あたり のごみ排出 量(一般廃棄物 の排出量) | 959g/ 人日 | 965g/ 人日以下 970g/ 人日 (速報値) | 0.99 | 957g/ 人日以下 | | 943g/ 人日以下 |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | 29年度 目標達成 状況 | 30年度 | 31年度 |
|--|-----------------------------|-------|------------|--------------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 15202 産業廃棄物の3Rの推進 (環境生活部 廃棄物対策局) | 産業廃棄物の再生利用率 | | 43.2% | 1.00 | 43.3% | |
| | | 42.8% | 43.7% | | | |
| 15203 廃棄物処理の安全・安心の確保 (環境生活部 廃棄物対策局) | 不法投棄等不適正処理事案の改善着手率 | | 100% | 1.00 | 100% | |
| | | 69.2% | 100% | | | |
| 15204 不適正処理の是正措置の推進 (環境生活部 廃棄物対策局) | 不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率 | | 56.3% | 0.89 | 68.8% | |
| | | 37.5% | 50.0% | | | 81.3% |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 3,354 | 3,694 | 4,042 | | |
| 概算人件費 | | 803 | | | |
| (配置人員) | | (88人) | | | |

平成28年度の取組概要と成果、残された課題

- ①一般廃棄物について、県民の皆さん、事業者、行政等のさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により、排出量、最終処分量はともに削減され、資源化率についても全国と比べて高い水準を維持している状況にあります。引き続き、3Rの取組を一層推進するとともに、循環の質にも着目して、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や、食品廃棄物の削減、リサイクルに向けた取組などを促進する必要があります。
- ②RDF*焼却・発電事業について、関係市町のごみ処理が円滑に進むよう、安全で安定した運転の確保に努めるとともに、RDF焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制構築に向けて、市町等が設置した委員会等に参画し技術的支援を実施しました。今後も、安全で安定した運転の確保に努めるとともに、関係市町等のごみ処理体制構築に向けた技術的支援等を実施していく必要があります。
- ③災害廃棄物の処理について、発災後の迅速な復旧・復興につなげるため、市町等の人材育成や県が設置する二次仮置き場の候補地リストの作成などを行いました。引き続き、南海トラフ地震等の大規模災害時においても、適正かつ円滑に災害廃棄物処理が行われる体制を早期に整備することが必要です。
- ④産業廃棄物について、3Rの推進により再生利用率は向上しましたが、排出量や最終処分量は、事業活動による影響を受け、明確な削減傾向は見られない状況です。今後、排出量や最終処分量の削減に向け、排出事業者の取組の促進や、枯渇性資源の循環利用、未利用エネルギーの有効活用などの推進が求められます。また、PCB廃棄物の早期適正処理を促進する必要があります。
- ⑤排出事業者の処理責任の徹底に向け、電子マニフェスト*や優良認定処理業者*の活用を促進するとともに、優良認定取得の手引きを作成するなど、処理業者の育成・支援を行いました。引き続き、電子マニフェストや優良認定処理業者の活用を促進する必要があります。

- ⑥産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理については、依然として後を絶たない状況です。今後、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視指導など、県民が安全・安心を実感できる取組が必要です。
- ⑦産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、恒久対策にかかる実施計画に基づき、引き続き工事を実施しました。産廃特措法の期限である平成34（2022）年度までに対策を完了するよう、着実に工事を進めていく必要があります。
- ⑧県民指標「廃棄物の最終処分量」については、平成27年度より削減できたものの、目標値を若干下回りました。一般廃棄物は3Rの取組により削減されている一方、産業廃棄物は事業活動により影響を受けることがあり、明確な削減傾向が見られませんでした。このため、引き続き3Rの取組に加え、天然資源の使用量の抑制など循環の質にも着目した取組を進める必要があります。

平成29年度の取組方向【環境生活部廃棄物対策局 次長 別所 喜克 電話:059-224-2375】

- ①平成27年度に策定した廃棄物処理計画に基づき、3Rや適正処理の取組を進め、安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目して、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や廃棄物の持つ未利用エネルギーの活用、食品ロス*の削減、食品廃棄物の有効活用などの取組を促進します。
- ②RDF焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制が確実に構築されるよう、市町等で設置した委員会等に参画し技術的支援等を実施していきます。
- ③大規模災害時に備え災害廃棄物の適正かつ円滑な処理が実施されるよう、国や近隣県、市町、民間事業者団体等との連携強化に取り組みます。また、災害廃棄物処理に精通した人材の育成や、市町等職員の災害対応力を高める取組を進めます。
- ④資源が最適な規模で循環利用される環境負荷の少ない地域づくりに向けて、事業者、廃棄物処理業者、研究機関、行政等のさまざまな主体との協創による、地域特性や資源の性状に応じた最適な規模の地域循環圏の形成に向けた取組を促進します。また、PCB廃棄物の早期適正処理を促進するため、PCB使用電気機器を保有している可能性のある事業所を対象に実態調査等を実施します。
- ⑤排出事業者の処理責任の徹底に向け、電子マニフェストの普及を促進するとともに、廃棄物の移動距離や廃棄物の種類等のマニフェスト情報を活用し、効率的・効果的な指導等を進めます。また、優良認定処理業者を育成するとともに、排出事業者の優良認定処理業者の活用を促進します。
- ⑥産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期発見・早期是正のため、厳正な監視指導を行うとともに、市町、県内自主活動団体等のさまざまな主体との連携を強化し不法投棄を許さない社会づくりを進めます。また、不適正処理された廃棄物の範囲や量の計測の効率化を図るため、ドローンを導入し、迅速な行政指導等につなげます。
- ⑦産業廃棄物が不適正処理された4事案について、平成34（2022）年度までに対策を完了するよう、着実に工事を実施します。また、引き続き、排出事業者等への責任追及に取り組むとともに、原因者への費用求償を行っていきます。

*「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 153 豊かな自然環境の保全と活用

【担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が、生物多様性をはじめとする自然環境を自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんが、自然とのふれあいや自然資源の持続可能な活用を通じて、自然からの恩恵を享受しています。

平成31年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPO等による生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らせる自然環境が維持保全されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|------------|------|---|
| 進展度 * | A (進んだ) | 判断理由 | 県民指標、活動指標ともに目標値を達成していることから「進んだ」と判断しました。 |
|----------|------------|------|---|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | 27年度 | 28年度 | | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------------|---|------------|------------|--|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 自然環境の保全活動団体数 | 76 団体 | 78 団体 | 1.00 | | 80 団体 | | 84 団体 |
| 目標項目の説明 | 絶滅のおそれのある野生動植物種の保全活動および里地・里山・里海等の保全活動を継続して実施している実施団体数の合計 | | | | | | |
| 29年度目標値の考え方 | 平成31年度に活動団体数を現状値から8団体増やすことを目標としており、平成29年度は前年度の目標値から2団体増加させることを目標値として設定しました。 | | | | | | |

| 活動指標 | | 27年度 | 28年度 | | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------------------------------|---------------------------------|-------|------------|------------|------|------------|------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 15301 貴重な生態系と生物多様性の保全（農林水産部） | 希少野生動植物種の保全活動や貴重な生態系の維持回復活動の実施率 | 50.0% | 60.0% | 1.00 | | 75.0% | 100% |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------------------------------|------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 15302 自然とのふれあいの促進 (農林水産部) | 自然とのふれあいを体験した満足度 | | 72.0% | 1.00 | 74.0% | | 80.0% |
| | | 69.9% | 72.3% | | | | |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 159 | 101 | 317 | | |
| 概算人件費 | | 155 | | | |
| (配置人員) | | (17人) | | | |

平成28年度の取組概要と成果、残された課題

- ①生物多様性の保全を推進するため、「第2期みえ生物多様性推進プラン」に基づき、県民の皆さんの参画を得ながら、県絶滅危惧種16種の生息・生育状況調査を実施し、ヒメタイコウチなど10種を三重県希少野生動植物種に指定しました。今後も希少野生動植物の保護を図るため、三重県自然環境保全条例に基づく希少野生動植物種の指定とその保全活動を進める必要があります。
- ②県民の皆さんを対象として、身近な自然環境や生物多様性の状況、それらのもたらすさまざまな恩恵など、環境保全の重要性を伝えるための研修会・講義等を28回実施するとともに、マメナシ、ムシトリスミレなど希少種の保全に向けた自主的な活動の促進に取り組みました。また、自然環境の保全に係る活動団体等と連携し子どもたちを対象に、生物多様性の理解につながる観察会や外来生物の駆除活動などを47回実施し、普及啓発に取り組みました。引き続き、将来の自然環境を支える子どもたち等の生物多様性への理解を高める必要があります。
- ③自然環境を保全するため、自然公園、三重県自然環境保全地域、里地・里山・里海や河川などにおいて、県民の皆さんやNPO、事業者などと連携し、希少野生動植物種の生育調査など自然環境保全活動を22回開催するとともに、専門家のアドバイスや県職員による情報提供を13か所で実施しました。引き続き、さまざまな主体による自主的な自然環境保全活動を促進していく必要があります。
- ④近年増加している太陽光発電施設等の設置に際し、自然環境の保全や希少野生動植物の保護を図るため、改正した三重県自然環境保全条例等に基づき、関係事業者への適切な指導、助言を行いました。一部の地域では、大規模な太陽光発電施設の設置による影響が危惧されていることから、自然環境との調和が図られるよう、関係部局と連携し検討を進める必要があります。
- ⑤県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、7つの自然公園における施設や2つの森林公園の適正な維持管理を行うとともに、台風で被災した自然歩道等を2か所復旧しました。今後も、自然公園施設の整備を進めるとともに、利用者のニーズにあった公園管理やイベントを実施し、利用者の満足度の向上に取り組む必要があります。

- ⑥豊かな自然の保全と伊勢志摩地域への集客・交流を促進するため、市町や関係団体、地元民間企業等とともに「全国エコツーリズム大会」を伊勢志摩国立公園指定 70 周年記念事業の一環として開催し、約 1,650 名の参加を得ました。また、地域の文化に触れるエコツアーや各種体験イベントの開催、首都圏でのイベントへの出展を通じた情報発信等に取り組みました。今後も、さまざまな機会を通じて、エコツーリズムの魅力を国内外に発信し、インバウンドをはじめ、国内外からの集客・交流につなげていく必要があります。
- ⑦伊勢志摩国立公園が、環境省の進めている国立公園満喫プロジェクトの先導的モデルとして選定され、9月に設立した「伊勢志摩国立公園地域協議会」において、国立公園を世界水準のナショナルパークにしていくための計画である「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム 2020」を12月に策定しました。また、3月には、地域住民のナショナルパーク化に向けた機運を醸成するため、伊勢志摩地域の各市町において「ナショナルパーク化キャラバン」を開催しました。官民が一体となって、伊勢志摩国立公園の自然の魅力を確実に継承していくとともに、エコツーリズムなどを推進していくことにより集客・交流の拡大を図る必要があります。
- ⑧県民指標については目標を達成できました。自然環境の保全の重要性について、さまざまな普及啓発を行い、県と関係団体等が連携・協働し活動に取り組んだ結果です。

平成 29 年度の取組方向

【農林水産部 次長 前田 芳宏 電話：059-224-2513】

- ①生物多様性の保全を推進するため、引き続き、県民の皆さんの参画を得ながら、県内の希少野生動物種の生息・生育状況調査を進めるとともに、希少野生動物のうち新たに指定された種や、特に保護が必要な種に対する保全活動を計画的に進めます。また、さまざまな主体による自主的な保全活動を促進するため、自然環境保全活動者に対して事業者等がサポートする仕組みづくりに取り組みます。
- ②県民の皆さんに、身近な自然環境や生物多様性の重要性を啓発するとともに、保全に向け自主的な活動を促進します。また、将来の自然環境を支える子どもたちを対象として、学校への出前授業や各種イベントを通じて生物多様性の重要性に対する理解促進を図ります。
- ③自然環境の保全に向け、自然公園や三重県自然環境保全地域等の適正管理に取り組むとともに、里地・里山・里海や河川などにおいて、県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体による自主的な自然環境保全活動が継続できるよう、引き続き、専門的な知識や必要な情報の提供などに取り組みます。
- ④自然環境の保全や希少野生動物の保護を図るため、三重県自然環境保全条例等の関係法令に基づき、関係事業者への適切な指導、助言に努めるとともに、大規模な太陽光発電施設の設置に係るガイドラインについて、関係部局と連携し、策定に向けた検討を進めます。
- ⑤県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、自然公園施設の適切な維持管理や施設整備を進めます。また、市町や指定管理者、活動団体などと連携し、三重県民の森や三重県上野森林公園など県民が自然とふれあう拠点において、魅力ある自然体験プログラム等を実施するとともに、鈴鹿国定公園の指定 50 周年に向けた機運を高めるための魅力発信や集客・交流の拡大に向けた取り組みを進めます。
- ⑥自然公園を中心に、三重県が誇る美しい自然や豊かな伝統・文化を資源として活用するエコツーリズムの取組を促進します。

○⑦世界水準の「ナショナルパーク」として、国内外からの誘客を促進するため、伊勢志摩国立公園地域協議会が平成 28 年 12 月に策定した「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム 2020」に基づき、伊勢志摩地域が誇る自然や景観などの保全、ビューポイントとして選定された音無山園地（伊勢市）、答志島・神島（鳥羽市）、登茂山園地（志摩市）、鵜倉園地（南伊勢町）や近畿自然歩道の整備、海外への効果的な情報発信、エコツーリズムの推進体制の強化、地域資源の保全と活用を担う人材の育成などに取り組めます。

* 「○」のついた項目は、平成 29 年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の KPI の基本的な取組方向の番号を示しています。

施策154

大気・水環境の保全

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

大気や河川、海域の環境基準*が達成され、県民の皆さんが良好な大気環境と美しい水環境のもとで、健康で豊かな生活を営んでいます。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全活動に積極的に取り組み、自動車排出ガスや生活排水などの身近な暮らしの問題に対する取組の効果があらわれています。

平成31年度末での到達目標

工場・事業場において排出ガスや排水が適正に管理されるとともに負荷量の削減が行われています。大気環境への負荷が少ない自動車の利用が進み、さらに生活排水処理施設の整備促進により、大気や河川、海域の環境基準の達成率が向上しています。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して環境保全活動に積極的に取り組むことにより、身近な暮らしの問題を改善していきます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標の目標は達成する見込みですが、最終年度の目標達成に向けて、取り組む必要があるため、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|------------------------|--|-------------------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 27年度 | 28年度 | | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 大気環境および水環境にかかる環境基準の達成率 | 96.1% | 93.0% 96.1% (速報値) | 1.00 | 94.0% | | 97.0% |
| 目標項目の説明と平成29年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合* | | | | | |
| 29年度目標値の考え方 | 各種施策を講じるにより全地点および全水域で環境基準を達成することをめざして目標値を設定しました。 | | | | | |

| 活動指標 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--|---|--|--------------------|------------|---------------|------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| | | 15401 大気・水 環境への負荷 の削減 (環境生活部) | 大気・水質の排 出基準適合率 | 99.9% | 100% 99.9% | 0.99 |
| 15402 自動車環 境対策の推進 (環境生活部) | NOx・PM法 *対策地域全体 の大気環境基 準達成率 | 100% | 100% (速報値) | 1.00 | 100% | 100% |
| 15403 生活排水 対策の推進 (環境生活部) | 生活排水処理 施設の整備率 | 82.6% | 83.5% (速報値) | 1.00 | 84.5% | 86.5% |
| 15404 伊勢湾の 再生に向けた 取組の推進 (環境生活部) | 海岸漂着物対 策等の水環境 の保全活動に 参加した県民 の数 | 26,629人 | 30,250人 64,067人 | 1.00 | 31,500人 | 34,000人 |
| 15405 環境保全 のための調査 研究成果の還 元 (環境生活部) | 大気環境およ び水環境の保 全に関する調 査研究成果を 公表した研究 事業数 | 4件 | 6件 6件 | 1.00 | 6件 | 7件 |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 13,137 | 14,689 | 16,630 | | |
| 概算人件費 | | 1,278 | | | |
| (配置人員) | | (140人) | | | |

平成28年度 of 取組概要と成果、残された課題

①工場・事業場に対し排出ガスや排出水の検査を伴う立入検査（大気関係 41 および水質関係 226 工場・事業場）を実施したところ、排出ガスについてはすべての事業所において排出基準を満足していましたが、排水については9事業所に基準の超過があり、改善指導を行いました。引き続き、法令遵守の徹底やコンプライアンス意識の向上を図る必要があります。

大気環境について、33測定局（うち四日市市11局）で測定したところ、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等項目については、すべての測定局で環境基準を達成する見込み（速報値）であり、おおむね良好な大気環境が維持されています。光化学オキシダント*については、濃度が高くなると予測された時に予報の発令（延べ2日2地域）を行いました。引き続き、発令等を的確に行うとともに、原因物質の排出抑制に取り組む必要があります。

河川、海域および地下水の水質常時監視を行ったところ、河川におけるBOD*、海域におけるCOD*の環境基準達成率はそれぞれ98.4%、62.5%（速報値）でした。海域の環境基準達成率は近年50%前後と低く、特に閉鎖性海域である伊勢湾では大規模な貧酸素水塊も発生していることから、今後も水環境の改善を進める必要があります。

県民指標「大気環境および水環境にかかる環境基準の達成率」については、目標を達成する見込み（速報値）です。各種発生源からの汚濁物質等排出量の削減等を進めてきた状況があります。

- ②NOx・PM法対策地域内において、自動車から排出される二酸化窒素や浮遊粒子状物質は年々減少し、二酸化窒素は6年連続、浮遊粒子状物質は5年連続で環境基準を達成する見込み（速報値）です。引き続き、総量削減計画の目標である、平成32（2020）年度における対策地域全体での環境基準の確保に向けて、総排出量および大気環境の状況を注視していく必要があります。
- ③生活排水処理未普及人口の早期解消に向けて、新たに策定した「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町および関係部と連携して、生活排水処理施設の整備を促進するとともに、県費上乗せ補助制度により単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を進めました。引き続き、生活排水処理施設の整備を促進する必要があります。
- ④「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、関係機関、民間団体等と連携し、県内の海岸漂着物等の回収処理を進めるとともに、発生抑制対策として「海ごみサミット 2016 三重会議」の開催等を実施しました。「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」などの取組においては、三県一市の連携により実施したところ、県内で64,067名の参加がありました。伊勢湾の再生に向けては、一人でも多くの方が伊勢湾を守ろうという意識を持つことが重要であることから、引き続き、取組の拡大を図る必要があります。
- ⑤環境保全にかかる調査研究については、外部識者等で構成する研究評価委員会で評価を受けながら、その成果を学会での発表や研究所年報に載せるほか企業等へ発信しました。また、伊勢湾の貧酸素水塊の発生等にかかる調査研究を実施しましたが、発生原因の究明や対策の検討に向けては、さらなる知見の蓄積が必要です。引き続き、目標達成のため調査研究を遂行し、成果を情報発信する必要があります。

平成29年度の取組方向 【環境生活部 副部長 森 靖洋 電話：059-224-2620】

- ①大気環境や水環境について、工場・事業場に対し排出ガスや排出水の検査を伴う立入検査を実施して、法令遵守の徹底とコンプライアンス意識の向上等を図ります。また、大気、公共用水域（河川、海域）および地下水の常時監視を行い、環境基準等の適合状況を確認します。
大気環境については、33測定局（うち四日市市11局）で大気汚染の状況をモニタリングするほか、排出ガスを多量放出する工場・事業場の常時監視を行います。光化学オキシダントやPM2.5（微小粒子状物質）*の濃度が上昇した際は、県民の皆さんに予報等を発令するなど迅速な情報提供に努めます。また、水環境については、第8次水質総量削減計画に基づき伊勢湾の汚濁負荷削減等に取組みます。
- ②自動車環境対策では、NOx・PM法対策地域内における二酸化窒素や浮遊粒子状物質の削減状況および地域全体での環境基準の達成状況を把握するなど、「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の進行管理を行います。
- ③生活排水対策については、新たに策定した「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町および関係部と連携して下水道、集落排水施設等の集合処理施設や浄化槽の効率的・効果的な整備を進め、未整備人口の解消を図ります。また、県費上乗せ補助制度により合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽の適正な維持管理の指導を行います。

- ④伊勢湾の再生に向け、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等による協力体制を拡充していきます。「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を3県1市の連携により展開し、参加者の拡大を図っていきます。引き続き、国の予算を活用して回収・処理および発生抑制対策事業を実施します。
- ⑤光化学オキシダント、PM2.5等の大気環境および伊勢湾の水質改善、貧酸素水塊等の水環境に関する課題に対応した調査研究ならびに検査精度の確保にかかる研究事業を行い、得られた成果を行政課題の解決に役立てていきます。将来の課題解決に向けて技術力の維持向上に努め、研究成果を公表して県民の皆さんに還元していきます。

* 「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 1 1

人権が尊重される社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会になっています。

平成 31 年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権尊重の視点に立ったまちづくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標および全ての活動指標について、ほぼ目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-----------------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合 | | 39.5% | 0.99 | 40.5% | | 42.5% |
| | 38.5% | 39.2% | | | | |

目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方

| | |
|--------------|--|
| 目標項目の説明 | 「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合 |
| 29 年度目標値の考え方 | さまざまな人権施策等を通じ、県民の皆さんの意識の向上を図り、過去（第 1 回～第 4 回）の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均伸び率を上回る毎年 1 ポイント、4 年間で 4 ポイント増加させることをめざし、平成 29 年度の目標値を 40.5%と設定しました。 |

活動指標

| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-------------------------------|--------------------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 21101 人権が尊重されるまちづくりの推進（環境生活部） | 地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数 | | 35 団体 | 1.00 | 35 団体 | | 35 団体 |
| | | 34 団体 | 37 団体 | | | | |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------------------------------|--|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 21102 人権啓 発の推進 (環境生活部) | 人権イベ ント・講座等の参 加者の人権に 関する理解度 | | 98.0% | 0.99 | 99.0% | | 100% |
| | | 97.0% | 97.5% | | | | |
| 21103 人権教 育の推進 (教育委員会) | 人権教育カリ キュラムを作 成している学 校の割合 | | 82.2% | 1.00 | 90.1% | | 100% |
| | | 73.3% | 83.0% | | | | |
| 21104 人権擁 護の推進 (環境生活部) | 人権に関わる 相談員を対象 とした資質向 上研修会受講 者の研修内容 の理解度 | | 97.0% | 0.99 | 98.0% | | 100% |
| | | 95.6% | 96.0% | | | | |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 607 | 572 | 540 | | |
| 概算人件費 | | 575 | | | |
| (配置人員) | | (63人) | | | |

平成28年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権施策を総合的に推進しましたが、県民指標「人権が尊重されている社会となっていると感じる県民の割合」については目標を達成することができませんでした。人びとの人権意識は高まりつつありますが、偏見等による差別や人権侵害は未だに発生していることなどもその要因と考えられます。人権が尊重される社会を実現していくためには、住民組織やNPO等のさまざまな主体と連携して、取組を推進していく必要があります。
- ②地域のさまざまな活動が人権尊重の視点に立って行われるよう、37団体の研修会等に延べ43回、講師を派遣し、自主的な取組を支援した結果、研修会の実施団体数は、目標を上回りました。人権が尊重されるまちづくりの取組を県内全域に広げていくため、住民組織や団体等に事業の活用を働きかけていく必要があります。
- ③県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、講演会等の開催やスポーツ組織との連携による啓発、商業施設に出向いて啓発を行うなど、啓発機会の提供に取り組み、講演会等の参加者の人権に関する理解度は97.5%となり、ほぼ目標を達成しました。人権課題は多様化していることから、引き続き、人権についての正しい知識や情報等を多様な手段と機会を通じて発信していくことが必要です。
- ④子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、人権教育を推進するためのカリキュラムの作成に取り組んだ結果、カリキュラムを作成している学校の割合は83.0%となり、目標を上回りました。引き続き、学校の教育活動全体を通じた人権教育を進める必要があります。
- ⑤さまざまな人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、資質向上の支援に取り組み、研修内容に対する参加者の理解度は96.0%とほぼ目標を達成しました。相談内容は多様化・複雑化していることから、引き続き、相談員等の資質向上支援に取り組むとともに、関係機関等との連携強化を図っていくことが必要です。

平成 29 年度 of 取組方向

【環境生活部 次長 富田 康成 電話:059-224-2468】

- ①人権が尊重される社会を実現するため、「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、計画的に人権施策を推進するとともに、さまざまな主体と連携・協働して、取組を進めます。
- ②人権が尊重されるまちづくりの取組を県内全域に広げていくため、平成 28 年度に作成した学習事例集「みんなで取り組もう人権が尊重されるまちづくり」を活用し、市町等とも連携しながら、住民組織等に事業の活用を働きかけていきます。
- ③県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、人権課題や年齢層、関心の度合いに応じた多様な手段と機会を通じて人権に関する知識や情報を提供し、理解や共感を得るための人権啓発を推進します。
- ④人権教育カリキュラムの作成を進め、学校の教育活動全体を通じた人権教育を展開します。また、子どもたちが安心して学び、生活できるよう、学校・家庭・地域が連携・協議する人権教育推進協議会等の取組を推進します。
- ⑤さまざまな人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員等に対する研修を行い、資質向上を図るとともに、県の関係機関をはじめ国や市町等との連携強化に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、平成 29 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 1 2

あらゆる分野における女性活躍の推進

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参画し、共に責任を担い活躍しています。

平成 31 年度末での到達目標

行政や企業、各種団体等において、政策や方針の決定過程への女性の参画が拡大しているとともに、あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくりが進められています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|---|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標については、目標を達成できませんでしたが、96%の達成状況であったことや活動指標の達成状況をふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|---|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|---|---|------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| あらゆる分野 で女性の社会 参画が進んで いると感じる 県民の割合 | | 41.4% | 0.96 | 43.4% | | 47.4% |
| | 39.4% | 39.9% | | | | |
| 目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目 の説明 | 「みえ県民意識調査」で、あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合 | | | | | |
| 29 年度目標値 の考え方 | あらゆる分野での女性活躍の取組をふまえ、過去（第 1 回～第 4 回）の「みえ県民意識調査」における幸福実感指標の伸び率上位 5 項目の平均である 2 ポイントの上昇をめざし、43.4%と設定しました。 | | | | | |

| 活動指標 | | | | | | | |
|---|----------------------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 21201 政策・方 針決定過程へ の女性の参画 (環境生活部) | 県・市町の審議 会等における 女性委員の割 合 | | 27.2% | 0.98 | 28.0% | | 29.4% |
| | | 26.5% | 26.7% | | | | |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | 29年度 目標達成 状況 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--|--|------------------------------------|------------------------------------|--------------------|------------------------------------|------------|-----------------------------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 21202 男女共同 参画に関する 意識の普及と 教育の推進 (環境生活部) | 男女共同参画 センター開催 事業の新規参 加者の数・満足 度 | | 新規参 加者数 321人 満足度 95.5% | 1.00 | 新規参 加者数 337人 満足度 97.0% | | 新規参 加者数 370人 満足度 100% |
| | | 新規参 加者数 300人 満足度 84.0% | 新規参 加者数 330人 満足度 98.8% | | | | |
| 21203 職業生活 等における女 性活躍の推進 (環境生活部) | 「女性の職業 生活における 活躍の推進に 関する法律」に 規定する事業 主行動計画等 の策定団体数 (累計) 創17 | | 140 団体 | 1.00 | 184 団体 | | 303 団体 |
| | | 41 団体 | 246 団体 | | | | |
| 21204 性別に基 づく暴力等へ の取組 (環境生活部) | 性犯罪・性暴力 被害者支援制 度の周知のた めの協力団体 数 (累計) | | 12 団体 | 1.00 | 24 団体 | | 49 団体 |
| | | — | 13 団体 | | | | |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 155 | 211 | 162 | | |
| 概算人件費 | | 173 | | | |
| (配置人員) | | (19人) | | | |

平成28年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①人口減少や少子高齢化の進展等、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢に大きな変化が生じているため、平成23年3月に策定した「第2次三重県男女共同参画基本計画」の改定を行いました。今後は、改定計画を広く周知するとともに、総合的かつ計画的な男女共同参画施策の推進に向け、庁内への働きかけや進捗管理を図っていく必要があります。
- ②三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と連携を図り、県民のニーズに応じた課題解決型講座の実施などにより、新規参加者の増加や満足度の向上がみられました。しかし、県民指標「あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合」については、平成27年度より伸びているものの十分とは言い難く、また、男性よりも女性の実感が低いことから、女性のエンパワーメント*の向上に取り組むなど、引き続き、男女共同参画意識の普及・啓発を図っていく必要があります。
- ③伊勢志摩サミットにおいて「女性の活躍推進はG7の共通のゴール」との首脳宣言がまとめられたことを受け、「あらゆる分野における女性の活躍」をテーマに、国や民間企業等と連携した「Women in Innovation Summit (WIT) 2016」を開催し、女性の活躍推進に向けた機運の醸成を図りました。今

後は、発出された共同宣言の趣旨をふまえ、開催成果を広く展開し根づかせていく必要があります。また、県内企業・団体等で構成する「女性の大活躍推進三重県会議」への加入促進や女性活躍推進法に規定する事業主行動計画の周知等に取り組んだ結果、活動指標の大幅な伸びなど大きな成果を得ることができました。しかしながら、女性のロールモデルが少ないなどの課題があり、女性活躍推進のさらなる機運醸成を図っていく必要があります。(創17)

- ④「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」について、出前講座や広報啓発カードの配布、ポスターによる啓発活動を行い、性暴力等被害者専門の相談窓口として認知度の向上に取り組みました。最近では、被害直後から比較的早い段階での相談者が増えるなど、真に安心して相談できる窓口として認識され、また、スムーズな連携体制で運用されてきていると考えられます。今後も引き続き、効果的な普及啓発を行い、社会的認知度を高めて行く必要があります。
- ⑤DV*被害者支援について、関係機関による「配偶者からの暴力防止等連絡会議」を開催し、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第4次計画)」の進捗状況の確認や情報共有を行うとともに、第5次計画を策定しました。今後も、DVや性暴力・性犯罪を防止するための啓発や被害者支援を一層推進する必要があります。

平成29年度の取組方向

【環境生活部 次長 富田 康成 電話：059-224-2468】

- ①「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」の策定を受け、あらゆる分野における女性活躍の推進をめざし、各関係部局と共に計画の着実な実行をめざすとともに、市町に対しては、女性活躍推進法に基づく推進計画の策定などの取組が進むよう、それぞれの実情に応じた支援を行っていきます。また、女性や外国人、障がい者をはじめとする多様な人々が社会参画し、活躍できるダイバーシティ*社会の実現に向けて、全庁的な横断組織である「三重県ダイバーシティ社会推進本部」を設置するとともに、推進方針の策定等に取り組みます。
- ②三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、情報誌等による情報発信、各種セミナー等による研修・学習、フォーラム等による参画・交流、電話相談や調査研究を行い、引き続き密接な連携のもと、男女共同参画意識の一層の普及・啓発を図ります。
- ③「Women in Innovation Summit (WIT) 2016」の開催成果を広く展開し根づかせていく必要があることから、共同宣言の趣旨をふまえ、女性の活躍につながるアワード事業を展開し、さまざまな分野における女性人材の掘り起しやスキルアップ等を行い、女性活躍のロールモデル創出に取り組みます。また、「女性の大活躍推進三重県会議」の活動に引き続き取り組み、女性活躍推進の機運醸成をより一層図っていきます。(創17)
- ④性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できる窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、相談者の心身の早期回復などが図れるよう、切れ目のない支援を行っていくため、関係機関・団体と連携し、初期の産婦人科的処置や心理相談、法律相談等のニーズに対応していきます。また、さまざまな関係機関の協力を得ながら、さらに「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度を高めていきます。
- ⑤「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第5次計画)」に基づき、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けて啓発を行うとともに、DV被害者の適切な保護・自立支援や性別にとらわれない相談を行えるよう、民間団体、関係機関と連携した取組を進めていきます。

*「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

*「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

施策 2 1 3 多文化共生社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、文化的背景の異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いています。

平成 31 年度末での到達目標

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりを進めます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標はほぼ目標値を達成し、活動指標も目標値をほぼ達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|-------------------------|---|----------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合 | 29.1% | 30.1% 30.0% | 0.99 | 31.1% | | 33.1% |
| 目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 「みえ県民意識調査」で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合 | | | | | |
| 29 年度目標値の考え方 | 多文化共生に係る取組を通じ、県民の皆さんの意識の向上を図り、過去（第 1 回～第 4 回）の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均伸び率を上回る毎年 1 ポイント、4 年間で 4 ポイント増加させることをめざし、平成 29 年度の目標値を 31.1%と設定しました | | | | | |

| 活動指標 | | | | | | | |
|--|--------------------------|-------|----------------|------------|------------|------------|------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 21301 多文化共生に向けた学習機会等の提供と外国人住民等の生活への支援 (環境生活部) | 多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度 | 97.9% | 98.5% 98.4% | 0.99 | 99.0% | | 100% |
| | 医療通訳者が常勤している医療機関の数(累計) | 6 機関 | 7 機関 6 機関 | 0.00 | 8 機関 | | 10 機関 |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|---------------------------------------|--|-------|------------|------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 21302 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援 (教育委員会) | 日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合 | | 100% | 未確定 | 100% | |
| | | 94.9% | 集計中 | | | |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 112 | 95 | 99 | | |
| 概算人件費 | | 91 | | | |
| (配置人員) | | (10人) | | | |

平成28年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づいて、県内市町や他県等さまざまな主体と連携して、多文化共生社会づくりに取り組みました。また、県内から海外の大学へ留学する留学生や県内の大学等に在籍する外国人留学生等に対して奨学金を給付するなど、多文化共生社会づくりに資する人材の育成に取り組みました。
多文化共生社会づくりをより一層進めるためには、憲章セミナー等を通じ、関係団体等にしっかり働きかける必要があります。
- ②多文化共生の社会づくりに向けて、外国人住民等への多様な情報や、文化の違いや多様性を学び合う機会の提供に努めました。また、外国人住民等が地域社会の担い手となるために必要な情報の多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語）での提供や日本語指導ボランティアの育成に取り組んだほか、市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりに向けた啓発イベントなどを開催しました。
人口減少や高齢化により地域の活力の低下が懸念される中、外国人住民には労働力のみではなく、地域社会の担い手（アクティブ・シチズン）としての活躍が期待されますが、日本人と外国人が交流する機会がまだまだ少なく、意識の面で活躍できる環境が整っているとは言えず、県民意識調査の結果「わからない」と答えた方が約3割となるなど、県民指標「多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合」については、目標をわずかに達成できませんでした。また、外国人住民においても、地域の取組を知らなかったり、地域社会に参画する方法がわからなかったりすることなどから、積極的に参画していない状況です。
- ③市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して、多言語による相談窓口の設置（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、ベトナム語、タイ語、英語）、医療通訳の育成のための研修の実施（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語）、災害時の外国人住民等への支援体制の整備、消費者被害防止のための研修会の開催等に取り組めました。
県内の外国人住民は中長期にわたって在留される割合が高く、教育、防災、医療等さまざまな生活場面で新たな課題が出始めています。外国人住民が安心して地域社会の一員として活躍することができるよう、外国人住民等の安全・安心な暮らしに向けた支援に引き続き取り組む必要があります。

- ④外国人児童生徒に対する教育の充実を図るため、小中学校では、外国人児童生徒巡回相談員を在籍状況等に応じて計画的に派遣して学習支援等を行うとともに、高等学校では、外国人生徒支援専門員を拠点校に配置し、日本語の支援や進路相談等を行いました。引き続き、県内における外国人児童生徒の在籍状況等を把握し、外国人児童生徒に対する教育の充実を図るための支援を行っていく必要があります。
- ⑤小中学校では、県内5か所で開催した研修会等において、日本語指導と教科指導の統合をめざした授業の効果的な指導事例の普及・活用の推進に取り組みました。高等学校では、日本語指導が必要な外国人生徒支援のための研修会を計3回実施しました。第3回の研修会では、小・中・高等学校の連携を図るため、日本語指導と教科指導を統合した授業にかかる指導方法等について、中・高等学校の実践交流を行いました。また、平成27年度に4市で試行的に行った調査票による引継ぎを平成28年度は3地域の中学校に拡充を図りました。今後も、小・中・高等学校において、それぞれの外国人児童生徒の指導の状況を円滑に引き継ぐため、関係機関との連携を強化する必要があります。

平成29年度の取組方向

【環境生活部 次長 富田 康成 電話：059-224-2468】

- ①「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づいて、県内市町や他県等さまざまな主体と連携して、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりなどに取り組みます。ダイバーシティ*という新たな観点から関係部局と連携して取り組むことで、多文化共生社会づくりをより一層進めます。また、県内から海外の大学へ留学する留学生や県内の大学等に在籍する外国人留学生等に対して奨学金を給付するなど多文化共生社会づくりに資する人材の育成に取り組みます。
- ②外国人住民等が地域社会の担い手（アクティブ・シチズン）として活躍できるよう、必要な情報の多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語）での提供や、市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりに向けた啓発イベントなどを開催します。また、伊勢志摩サミットの成果を次世代育成につなげるため、外国人住民による国際理解事業に取り組みます。
- ③外国人住民が多く在住する市町を中心に、日常的な生活支援を行う体制が整ってきていることから、広域で解決すべき、医療通訳の計画的な育成や防災意識の向上、新たな課題である消費者被害の防止などについて、市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して、外国人住民等の安全・安心な暮らしに向けた支援に引き続き取り組みます。
- ④外国人児童生徒に対する教育の充実を図るため、小中学校においては、外国人児童生徒巡回相談員を外国人児童生徒の在籍状況に応じて計画的・効果的に派遣して学習支援等を行うとともに、高等学校においては、外国人生徒支援専門員を拠点校に配置し、日本語の支援や進路相談等を行います。
- ⑤外国人児童生徒教育の研修会等において、JSLカリキュラム*にかかる実践事例の成果の普及・活用を進めます。また、小・中・高等学校の円滑な引継ぎ等について協議を行い、実施の拡充を図ります。

*「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 2 1

夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感しながら、主体的・協働的に学び、自らの夢や希望をかなえられるよう、指導方法および指導内容の工夫・改善や、学校・家庭・地域が一体となった取組が充実することにより、他者と協働しながら、社会を生き抜いていける、確かな学力と社会への参画力が育まれています。

平成 31 年度末での到達目標

学校における指導方法の工夫・改善や家庭・地域と連携した取組が進むことにより、子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感し、意欲的に学んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標の目標は達成しましたが、活動指標「学力の育成」の実績値を勘案して、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|--|--|------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数（注） 創 14 | 0 | 2 | 1.00 | 4 | | 8 (全教科) |
| 目標項目の説明と平成 28 年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 教科（小学校国語 A・B、小学校算数 A・B、中学校国語 A・B、中学校数学 A・B）の平均正答率において、全国平均を上回った教科数 | | | | | |
| 29 年度目標値の考え方 | 全教科で全国平均を早期に上回ることを目標とし、段階的に設定しました。 | | | | | |

| 活動指標 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-----------------------------|-------------------------------|------------------------|--|--|--|--|
| 基本事業 | 目標項目 | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| | | 22101 学力の育成 (教育委員会) | 授業内容を理解している子どもたちの割合 | | 小学校国語 83.5% 小学校算数 83.0% 中学校国語 77.0% 中学校数学 75.8% | 小学校国語 0.97 小学校算数 0.99 中学校国語 0.98 中学校数学 0.99 |
| 22102 グローバル教育の推進 (教育委員会) | 海外留学(短期留学を含む)や海外研修等に参加した高校生の数 | | 368人 | 1.00 | 460人 | 480人 |
| 22103 キャリア教育の推進 (教育委員会) | 地域等の人材を招へいた授業等を行っている学校の割合 創14 | | 小学校 84.0% 中学校 65.5% 高等学校 100% | 小学校 1.00 中学校 1.00 高等学校 1.00 | 小学校 85.0% 中学校 67.0% 高等学校 100% | 小学校 87.0% 中学校 70.0% 高等学校 100% |

注) 全国平均を上回った教科数：全国学力・学習状況調査の教科に関する結果は、学力の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどに留意しつつ、児童生徒や学校への質問紙調査の結果と合わせて総合的に活用することが重要です。

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|-----------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 3,144 | 3,440 | 3,194 | | |
| 概算人件費 | | 130,324 | | | |
| (配置人員) | | (14,281人) | | | |

平成28年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェック*の結果の総合的な分析を行い、早期から授業改善に取り組んだこと、組織的に仕組みとして取り組んだこと、また、授業やテストで間違えたところや理解していないところについて、わかるまで教えるなど教職員等がきめ細かく取り組んだこと等により、「県民指標」の目標を達成することができました。

家庭・地域での取組の充実を図るため、生活習慣・読書習慣チェックシートについて、発達段階をふまえた3歳児向けや小学校1・2年生版を新たに作成したほか、家庭でのスマートフォン等の使用や復習などの学習時間に関する項目を追加するなどの工夫を加えました。今後も、学校では授業改善等の取組を深め、家庭・地域では生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立等の取組を広げるとともに、家庭の状況により対応が難しい問題については、地域による学習支援や居場所づくりなどにより、地域で支える方向で取り組んでいく必要があります。

- ②習熟度別少人数指導等の効果的な少人数指導のあり方に関する実践的な研究を行うため、実践推進校（101校）を指定し、少人数教育定数、または非常勤の教員（定数27校、非常勤講師74校（うち複数配置11校））を配置するとともに、効果的な実践について情報を共有しました。また、学力向上アドバイザー等が定期的、計画的に訪問し（小学校679回、中学校204回）、授業力向上のための指導助言を行いました。今後も実践推進校において、みえスタディ・チェック等による検証を行うとともに、効果的な少人数指導の実践事例を県内に普及する必要があります。
- ③小規模な市町教育委員会および所管する小中学校（127校）にきめ細かな支援を行うため、県内3か所に教育支援事務所を設置し、全国学力・学習状況調査等の質問紙調査結果等を生かした授業改善のあり方や、学校の研究テーマに応じた指導主事による模擬授業等各学校の課題に応じたオーダーメイドの支援を行いました。今後も、校長等との対話や授業参観等を通じ、課題を共有するとともに、市町教育委員会との連携の強化を図り、学校の実情に即したオーダーメイドの支援を進めていく必要があります。
- ④本県の子どもたちのつまずきに対応したワークシートを作成（432本、総掲載数：1654本）し、学校での活用を促進しました。引き続き、「授業改善サイクル支援ネット*」（自校採点集計ツール）を活用して、全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックの自校採点集計結果等を速やかに学校に提供するとともに、授業実践研修やワークシートの利用等をとおして、早期の授業改善の充実につなげていく必要があります。さらに、市町教育委員会や学校における全国学力・学習状況調査結果や学校質問紙の公表等により、保護者や地域への情報共有をさらに進めていく必要があります。
- ⑤小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続することで、平成28年5月1日現在、小学校1年生では93.5%、2年生では92.0%の学級が30人以下となり、中学校1年生では95.0%の学級が35人以下となりました。また、国の加配定数を活用し、引き続き小学校2年生の36人以上学級を解消しました。基本的な生活習慣や確かな学力の定着・向上を図るため、引き続き、子どもたちの実態や各学校の課題に応じた教員定数の配置に努める必要があります。
- ⑥小学校段階から英語によるコミュニケーション能力を育成するため、モデル校での研修により、フォニックス*やレゴブロック、小学生向け英語音声教材Joy Joy M! Englishの活用を促進しました。今後は、モデル校での研究成果と合わせ、レゴブロックの活用事例等の普及をさらに進める必要があります。
- ⑦CAN-DOリスト*を活用した英語の授業改善を図るため、中学校および県立高等学校英語担当教員を対象とした研修会を実施したことで、各校における指導や評価の工夫・改善が進みました。

- ⑧グローバルな視野に立って自らの考えを伝え、異なる文化・伝統に立脚する人々と共生できる能力・態度を育成するため、留学の促進に取り組んだ結果、留学を希望する高校生の数が増加（350人→457人）しました。また、「2016年ジュニア・サミット in 三重」の参加者との県内4地域での体験・交流行事により、生徒の英語学習へのモチベーションが高まるとともに、郷土三重への理解が深まりました。さらに、三重の高校生サミット、英語キャンプ等を開催し、英語学習に対するモチベーションを向上させるとともに、学校の枠を越えた高校生のネットワークを構築することができました。一方で、英語での発信力に課題があることから、各取組における参加校の拡大を図る必要があります。
- ⑨第10回国際地学オリンピック日本大会が開催され、県内265人の高校生が世界のさまざまな国の高校生と交流したことで、異文化理解を深めることができました。また、ゲスト生徒として参加した県立高等学校の生徒2人は銅メダル相当の成績を修めることができました。大会の開催を機に、自然科学分野の著名な科学者の研究に触れる「みえ自然科学フォーラム2016」を開催（参加者161人）し、8校84人が探究的な活動を発表しました。今後は、対象を小中学生にも広げ、自然科学分野の興味・関心をさらに高めていく必要があります。
- ⑩キャリア教育については、地域等の人材を招へいた授業の実施、児童生徒が地域の魅力ある職場や仕事等を知る機会の創出、外部人材を活用した就業体験の拡充等を行いました。また、職場定着サポーター等の外部人材（18人）を県立高等学校34校に配置し、新規卒業者の職場定着支援や、職場定着に向けた課題をふまえた生徒の就職支援、求人開拓、進路ガイダンス等を行いました。今後も、関係機関と連携し、児童生徒が地域の魅力ある仕事等を知る機会の創出や、就職支援・職場定着等の取組を一層推進していく必要があります。
- ⑪地域活性化に貢献する高校生の育成に取り組んでいる学校9校、食に関する技術や知識をもつ人材の育成に取り組んでいる学校6校、ものづくり技術者育成に取り組んでいる学校8校の延べ23校が、地域と連携した取組等を推進しました。引き続き、地域への愛着や絆を深め、地域産業を支えるグローバルな視点を身につけた次代の専門的職業人を育成するための支援をしていく必要があります。

平成29年度の取組方向 【教育委員会事務局 次長 宮路 正弘 電話:059-224-2942】

- ①みえの学力向上県民運動*セカンドステージでは、「みえ家庭教育応援プラン」の活用や生活習慣等の定着を図る取組、民間団体等との連携、情報誌の活用等による周知・啓発の取組を進めます。また、チェックシートを活用した年3回の集中取組および児童生徒や保護者・地域へのフィードバック等による、生活習慣・読書習慣の確立を促進します。さらに、地域における研修会へのみえの学力向上県民運動推進会議委員の派遣を行い、学校・家庭・地域の取組の充実を図ります。（創14）
- ②実践推進校（105校）で、効果的な少人数指導のあり方に関する実践的な研究を行います。引き続き、学力アドバイザー等を派遣して実践的な研究を支援します。さらに、国の調査官を招へいた授業公開を含む研修会を計画的に開催し、実践的な取組や研究の成果を小中学校に普及し、授業改善等の取組を促進していきます。
- ③県指導主事等による支援計画に基づいた学校訪問で、全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックの結果分析から明らかになった学校の課題や取組の共有等を図るとともに、PDCAサイクルを活用して、3点セット（全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシート）の年間を通じた計画的な活用の促進等により、子どもの達成感や学習意欲の向上につながる授業づくりを推進します。

- ④全国学力・学習状況調査等の「授業改善サイクル支援ネット」（自校採点集計ツール）の操作方を市町教育委員会や学校関係者に周知することにより、ワークシート等の活用促進を図っていきます。また、市町教育委員会や学校における全国学力・学習状況調査結果等の公表促進により、学校・家庭・地域が一体となった学力向上の取組を一層推進します。（創14）
- ⑤小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続します。また、国の加配定数を活用し、引き続き小学校2年生の36人以上学級を解消します。基本的な生活習慣や確かな学力の定着・向上を図るため、小学校2年生以降の学級編制標準の引き下げについて引き続き国に要望するとともに、子どもたちの実態や各学校の課題に応じた教員定数の効果的な配置に努めます。
- ⑥小学校段階からの英語によるコミュニケーション能力を育成するため、小学生向け英語音声教材Joy Joy MI Englishやレゴブロック活用事例等のホームページへの掲載や、指導主事の学校訪問により、モデル校での実践を普及します。また、国の調査官を招へいた研修を実施することで、次期学習指導要領についての理解および各校の指導体制確立を促進します。さらに、郷土に関する英語による補助教材を作成するとともに、「郷土三重を英語で発信！～ワン・ペーパー・コンテスト～」を行い、生徒が英語を使って郷土の魅力について発信する力を育成します。
- ⑦授業研究会、研修会等をとおして、各校におけるCAN-DOリストの公表および達成状況の把握に向けた支援を行うとともに、英語教育改善プランに基づく取組を推進します。
- ⑧留学の促進、みえ未来人育成塾や英語キャンプの実施等をとおして、予測困難な変化の激しい社会の中で、将来自立し主体的に社会に関わり、活躍できる力の育成に取り組みます。
- ⑨小中高校生の自然科学への興味や各科学オリンピックへ挑戦する意欲を高めるため、探究的な活動の成果を発表しあったり、自然科学分野での著名な科学者の研究に触れる「みえ自然科学フォーラム2017」を、大学や三重県総合博物館等と連携しながら開催します。
- ⑩各高等学校におけるキャリア教育プログラムの策定を支援することで、生徒の社会的・職業的自立に向けた取組の推進を図ります。また、高等学校のインターンシップやデュアルシステムを拡充するために、商工会議所等との連携や受入事業所への感謝状贈呈を引き続き行います。さらに、生徒と事業所の担当者が就職に関する情報を直接交換する合同就職相談会等を実施し、就職未内定者の個別の状況に応じた就職支援を行うとともに、計画的に就職活動を行うことが困難な生徒や障がいのある生徒等への就職支援を進めます。（創14）
- ⑪高校生に地域の課題解決や活性化について主体的に参画する意欲や態度を育成するため、県内外の高校生が集い交流する高校生地域創造サミットを開催するとともに、地域活性化に参画する高校生の取組を支援し、地域社会と関わる機会を拡充します。また、国際的な感覚と広い視野を持ち、将来、ひるまず果敢に挑戦し産業界で活躍できる人材を育成するため、職業学科の生徒を対象に、アジア圏にある県内企業の海外工場や欧米のレストラン等で実習等を行う海外インターンシップを実施します。

* 「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

施策 2 2 2

人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちが他者とのつながりや自然環境、郷土、社会との関わりの中で、命を大切にできる心や思いやりの心、感動する心、公共心、規範意識、人間関係を築く力などの豊かな心を持った人として育つとともに、郷土を愛し、自信を持って語り、郷土三重を担う力を身につけています。

平成 31 年度末での到達目標

道徳教育や郷土教育等を充実することにより、子どもたちが、命を大切にできる心や思いやりの心、感動する心、公共心、規範意識などの豊かな心を持つとともに、郷土についての理解を深め、郷土への愛着を深めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|---|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標が目標値をやや下回りましたが、平成 27 年度より数値が上昇したことや、活動指標の達成状況を踏まえ、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|---|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|--------------------------|---|------------------------------|----------------------------|------------------------------|------------|------------------------------|
| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合 | | 小学生 76.5% 中学生 70.8% | 小学生 0.99 中学生 1.00 | 小学生 78.0% 中学生 72.2% | | 小学生 81.0% 中学生 75.0% |
| | 小学生 75.1% 中学生 69.4% | 小学生 75.5% 中学生 71.3% | | | | |
| 目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合 | | | | | |
| 29 年度目標値の考え方 | 小中学校ともに、成果をあげている他県の状況をふまえ、平成 31 年度に現状値からおおむね 5 ポイント高めることを目標とし、段階的に設定しました。 | | | | | |

| 活動指標 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | | 28年度 | | 29年度 | | 30年度 | | 31年度 | |
|---|--|------------------------------|------------------------------|----------------------------|------------------------------|------------|------------------------------|------------|------------|------|--|
| | | 現状値 | | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 22201 道徳教育 の推進 (教育委員会) | 人の役に立ち たいと思う子 どもたちの割 合 | | 小学生 94.1% 中学生 94.4% | 小学生 1.00 中学生 0.99 | 小学生 94.5% 中学生 94.6% | | 小学生 95.0% 中学生 95.0% | | | | |
| | | 小学生 93.7% 中学生 94.1% | 小学生 94.5% 中学生 93.0% | | | | | | | | |
| 22202 郷土教育 の推進 (教育委員会) | 地域や社会を よくするため に何をすべき かを考えるこ とがある子ど もたちの割合 | | 小学生 46.4% 中学生 35.0% | 小学生 1.00 中学生 1.00 | 小学生 51.6% 中学生 40.0% | | 小学生 62.0% 中学生 50.0% | | | | |
| | | 小学生 41.3% 中学生 30.0% | 小学生 69.3% 中学生 61.0% | | | | | | | | |
| 22203 読書活 動・文化芸術活 動の推進 (教育委員会) | 授業時間以外 に読書をする 子どもたちの 割合 | | 小学校 62.3% 中学校 50.2% | 小学生 1.00 中学生 0.92 | 小学校 63.5% 中学校 51.8% | | 小学校 66.0% 中学校 55.0% | | | | |
| | | 小学校 61.1% 中学校 48.6% | 小学生 62.4% 中学生 46.4% | | | | | | | | |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 28 | 17 | 13 | | |
| 概算人件費 | | 55 | | | |
| (配置人員) | | (6人) | | | |

平成28年度の実績概要と成果、残された課題

①「県民指標」について、小学生では目標を達成できませんでしたが、平成27年度から数値が上昇しており、また、全国学力・学習状況調査の学校質問紙や児童生徒質問紙では、大人も子どもも自尊感情を高めることに努めている傾向にあります。

道徳教育推進委員会において、「生命を大切にする教育」や「自己肯定感・自尊感情（自己有用感を含む）を高める道徳教育」について協議し、その内容を各市町の道徳教育担当主事や実践推進校の担当教員の研修会で情報共有しました。また、校長を対象とした研修会や各市町の道徳教育担当主事を対象とした研修会で、実践推進校等による提案発表を行い、学校全体が一体となった指導体制の充実に向けた協議を行いました。さらに、「私たちの道徳」および「三重県 心のノート」の計画的な活用や「私たちの道徳」の持ち帰りの徹底等について、指導主事の学校訪問等において働きかけました。今後、命を大切にする教育を一層推進するとともに、道徳の特別教科化に向け、委員会で協議された内容や実践推進校における取組等を推進する必要があります。

- ②小中学校の児童生徒を対象に、「郷土・国際理解・環境」をテーマとした、子どもふるさとサミットを開催しました（参加者：15市町小中学生180人）。子どもたちの郷土への愛着や誇りは高まりつつありますが、引き続き、三重について発信できるよう、取組を進める必要があります。
- ③子ども読書活動推進会議を開催し、各委員の専門的な知識や実践をもとに幅広い意見を聴取しました。また、公立図書館や小学校と連携し、読書の楽しさを周囲に伝えることができる子ども司書の育成（29人）に取り組みました。推進会議でいただいた意見を読書活動の推進に生かすとともに、子ども司書の活躍の場を広げていく必要があります。また、中学生については依然として読書をする割合が低く、読書活動を推進する必要があります。
- ④ビブリオバトル（書評合戦）の普及を通じて子どもの読書活動の推進を図るため、高校生ビブリオバトルの地域大会、県大会を開催（延べ54校162人参加）するとともに、県立学校に出向いての普及活動を行いました。また、新たに小中学校に出向いてのビブリオバトルの普及活動や教員を対象とした講習等を実施し、読書をする小中学生の増加を図りました。引き続き、ビブリオバトルを活用して読書活動を推進する必要があります。
- ⑤全国高等学校総合文化祭（広島大会）に161人、近畿高等学校総合文化祭（兵庫大会）に364人を派遣し、生徒の技術力、創造力を高めるとともに、他県の生徒と交流を深めることができました。今後も生徒が成果を発表する機会の確保に努める必要があります。

平成29年度の取組方向

【教育委員会事務局 次長 宮路 正弘 電話：059-224-2942】

- ①児童生徒理解に基づく「命を大切にする教育」を、子どもたちの心に響く取組事例も参考にして各学校で実践するとともに、教職員と保護者が子どもの自己肯定感を高める取組への理解を深めるためのフォーラムを開催します。道徳教育については、実践推進校での公開授業などにより、各学校での取組の充実を図るとともに、教科化に向けた準備を進めます。
- ②ふるさと三重かるた大会を開催するとともに、「中学生からの提案・発信」への参加校を拡大させるなどして郷土教育を推進し、郷土への愛着や誇りを持ち、三重について発信できる子どもの育成を図ります。
- ③市町、読書ボランティアなど多様な主体と連携しながら、子ども司書の育成に取り組むとともに、子ども司書の活動機会の確保に努めます。また、商業施設で読書イベントを開催するとともに、啓発チラシ等を活用し、家庭での読書活動の促進に努めます。
- ④高校生ビブリオバトルの大会を引き続き開催するとともに、小中学校も含めた各学校への普及活動や小中学校教員に対する講習会の実施により、ビブリオバトルを活用した子どもの読書活動推進に取り組めます。

- ⑤平成 29 年 7 月、8 月に開催される全国高等学校総合文化祭（宮城大会）、10 月に開催するみえ高文祭および 11 月に開催される近畿高等学校総合文化祭（大阪大会）の出演・出展を支援し、生徒が技術力、創造力を高めるとともに、他県の生徒と交流を深めることにより、さらなる芸術文化活動の向上に取り組めます。

* 「○」のついた項目は、平成 29 年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の KPI の基本的な取組方向の番号を示しています。

施策 2 2 3

健やかに生きていくための身体の育成

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたち一人ひとりが、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、健康で充実した生活を送るために必要な知識と能力を身につけるとともに、体を動かすことが好きになり、運動やスポーツに積極的に取り組むことによって、心身の健康が保持増進され、体力が向上しています。

平成 31 年度末での到達目標

自ら進んで運動に親しむ習慣を身につけ、目標を持って運動部活動に意欲的に取り組んだり、健康で充実した生活を送るための必要な知識と能力を身につけたりすること等により、子どもたちの体力が向上し、心身の健康が保持増進されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標は目標をやや下回りましたが、平成 27 年度より数値が改善したことや、活動指標の達成状況をふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|------------------------------|--|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果 創 14 | 48.5 | 48.7 | 0.99 | 49.5 | | | 51.0 |
| 目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方 | | | | | | | |
| 目標項目 の説明 | 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本県の体力合計点の全国との比較（小学 5 年生男女および中学 2 年生男女の都道府県別平均値との比較指数） | | | | | | |
| 29 年度目標値 の考え方 | 子どもたちの体力・運動能力は、全国調査では平均を下回ることから、平成 31 年度に全国平均を上回ることを目標とし、段階的に設定しました。 | | | | | | |

| 活動指標 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------------------------|-------------------------|----------------------------------|--|--|--|--|
| 基本事業 | 目標項目 | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| | | 22301 体力の向上と運動部活動の活性化 (教育委員会) | 1学校1運動*プロジェクトに取り組んでいる小学校の割合 | | 84.7% | 1.00 |
| 22302 健康教育の推進 (教育委員会) | 毎日、規則正しく寝起きしている子どもたちの割合 | | 小学生 寝る 38.9% 起きる 60.4% 中学生 寝る 32.2% 起きる 57.0% | 小学生 寝る 0.94 起きる 0.94 中学生 寝る 0.97 起きる 0.98 | 小学生 寝る 40.2% 起きる 61.5% 中学生 寝る 33.4% 起きる 58.3% | 小学生 寝る 43.0% 起きる 64.0% 中学生 寝る 36.0% 起きる 61.0% |
| 22303 食育の推進 (教育委員会) | 朝食を毎日食べている子どもたちの割合 | | 小学生 87.5% 中学生 85.0% | 小学生 1.00 中学生 0.99 | 小学生 88.5% 中学生 86.0% | 小学生 90.5% 中学生 88.0% |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 397 | 481 | 525 | | |
| 概算人件費 | | 274 | | | |
| (配置人員) | | (30人) | | | |

平成28年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①小中学校において体力向上に向けたP D C Aサイクル(目標設定、1学校1運動の取組、結果分析、改善)が確立されることをめざし、指導主事や元気アップコーディネーター*による市町および学校への訪問や、教員等を対象とした元気アップ研修会を開催しました。また、有識者による子どもの体力向上推進会議での専門的な立場からの意見を参考に、体力向上・生活習慣の改善に向けた取組を進めました。「県民指標」については、中学校女子は、体力合計点で全国平均を上回りましたが、小学校の男女および中学校男子は、全国平均を下回ったことにより、目標を達成できませんでした。今後、体力向上のP D C Aサイクルの確立にさらに取り組む必要があります。
- ②運動部活動のさらなる充実のため、運動部活動サポーターおよび地域のスポーツ指導者を学校に派遣しました。また、指導者としての資質および指導力の向上を図るため、研修会を開催(2回)するとともに、部活動顧問を対象とした指導者育成マネジメント研修講座を開催(3回)しました。
- ③平成30年度全国高等学校総合体育大会に向けて、競技、式典、高校生活動など6つの各専門部会を開催し、会場地市町、関係団体および関係部局等と連携しながら、大会開催に向けた準備・検討を進めました。また、県内高校生が主体となり大会に向けた企画・準備・運営に取り組む高校生活動として、P R活動を高体連加盟の68校に設置した学校推進委員会において37回、県内3地区(北・中・南)の地区推進委員会において5回実施しました。今後、各地区代表者で構成される県推進委員会を中心に、高校生による来県者へのおもてなしや大会の一層の周知に取り組んでいく必要があります。
- ④多様化する子どもの健康課題に対応していくため、関係機関と連携を図りつつ、学校における健康教育を進めました。また、「心の健康(メンタルヘルス)」、「歯と口の健康づくり」、「性に関する指導」を重点課題として、学校に専門医等を派遣して、地域や学校における健康課題の解決を図りました。
- ⑤児童生徒の発達段階に応じて、がんに関する正しい知識を深めるため、学校に専門医等を派遣して、モデル授業を実施しました。また、関係機関の有識者からなる「がんに関する教育協議会」を設置して、指導方法等について検討を行い、指導教材を作成、配付しました。
- ⑥食に関する指導の全体計画・年間計画が、すべての小中学校で作成されました。今後は、各学校の計画を基にして、食育を推進していくための原動力となる校内委員会等の設置についてさらに働きかける必要があります。また、子どもたちが参加する「みえの地物が一番!朝食メニューコンクール」では、27年度を大きく上回る応募(3,162件)があり、子どもたちの食育への関心が高まりつつあります。また、学校給食の衛生管理の徹底を図るため、学校給食関係者等を対象とした学校給食衛生管理講習会を開催し、食中毒の防止と異物混入防止の徹底を図りました。(県内の学校給食施設における食中毒は発生件数0件、異物混入の報告は14件)

平成29年度 of 取組方向

【教育委員会事務局 次長 辻 善典 電話:059-224-2942】

- ①各校で作成した元気アップシートの取組を推進するため、市町教育委員会と連携し、元気アップコーディネーターの学校訪問による指導・助言を行います。また、教員を対象とした研修等を通じて、子どもたちが運動の楽しさや達成感を味わうことができるよう、体力向上に向けた授業の改善に取り組めます。さらに、就学前から運動習慣を定着させていくことを目的として、幼稚園教諭や保育士等を対象とした研修会を開催します。(創14)
- ②運動部活動指導者スキルアップ研修会を開催し、指導者の指導力向上を図るとともに、学校における外部指導者の活用を支援します。

- ③平成 30 年度全国高等学校総合体育大会に向けて、6つの専門部会を中心に、市町実行委員会と連携しながら競技種目別大会の準備を進めていきます。総合開会式については、高校生による歓迎演技や式典音楽の練習などに取り組みます。高校生活動については、県推進委員会を中心に 300 日前イベントの開催や手作り記念品の作成等に取り組むとともに、地区推進委員会、学校推進委員会と連携しながら、大会のPR等を行い、開催気運の醸成に取り組みます。
- ④健康課題対応推進校等に対して、引き続き専門医等を派遣することを通じて、各地域や学校での健康課題の解決に向けた取組を進めます。
- ⑤がん教育についての意義や、教材（小中学校用）の活用を含めた指導方法等の周知を図るため、教職員および市町教育委員会担当者等を対象に研修会を実施するとともに、「がんに関する教育協議会」において、がん教育の今後の進め方について検討します。
- ⑥市町教育委員会担当者を対象とした食育推進連絡協議会や、学校教育関係者を対象とした食育推進講習会等を開催し、食に関する指導の一層の充実を図ります。また、ノロウイルス等による食中毒の発生や異物混入を防止するため、関係者等を対象とした講習会の開催や、給食施設の実地調査を行い、「学校給食衛生管理基準」の周知徹底を図ります。

* 「○」のついた項目は、平成 29 年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の KPI の基本的な取組方向の番号を示しています。

施策 2 2 4

自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限り同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築が着実に進み、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、子どもたちが自立と社会参画のために必要な力を身につけています。

平成 31 年度末での到達目標

子どもたちの自立と社会参画をめざして、一人ひとりのニーズに応じた早期からの一貫した支援が行われ、各発達段階で必要な能力や態度が養われることにより、子どもたちの進路希望が実現しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|------------|------|---|
| 進展度 * | A (進んだ) | 判断理由 | 県民指標の数値目標を達成するとともに、すべての活動指標において目標値を達成していることから、「進んだ」と判断しました。 |
|----------|------------|------|---|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | 目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方 | | | | |
|-------------------------------------|--|-------------------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 特別支援学校 高等部の一般 企業就職希望 者の就職率 | 100% | 100% | 1.00 | 100% | | 100% |
| 目標項目 の説明 | 一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率 (就労継続支援 A 型事業所*を除く) | | | | | |
| 29 年度目標値 の考え方 | 一般企業への就職を希望している生徒全員の希望が実現できることを目標に、毎年 100%に 設定しました。 | | | | | |

| 活動指標 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------|------|-----------------------------------|---------------------------------------|------------|----------------|------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| | | 22401 早期からの一貫した支援の推進 (教育委員会) | 特別支援学級においてパーソナルカルテ*を活用している小中学校の割合 | 59.2% | 70.0% 70.7% | 1.00 |
| 基本事業 | 目標項目 | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| | | 22402 特別支援学校のキャリア教育の推進 (教育委員会) | 特別支援学校版キャリア教育プログラムを作成した特別支援学校の割合(累計) | 37.5% | 50.0% 62.5% | 1.00 |
| 基本事業 | 目標項目 | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| | | 22403 特別支援学校の整備 (教育委員会) | 「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき整備された特別支援学校数(累計) | — | 0校 0校 | — |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|----------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 1,655 | 4,218 | 3,782 | | |
| 概算人件費 | | 10,723 | | | |
| (配置人員) | | (1,175人) | | | |

平成28年度の取組概要と成果、残された課題

- ①特別な支援を必要とする児童生徒が増加している中、早期からの一貫した支援を行うため、パーソナルカルテの作成と活用を促進するとともに、発達障がい支援員3人による高等学校への巡回相談を実施(386回)しました。また、通級による指導を担当する教員等を対象にした研修講座を実施(10回)し、小中学校および県立学校の教員等が、発達障がいのある児童生徒への指導と支援について理解を深めました。引き続きこれらの取組を促進し、早期からの一貫した支援体制の充実を図る必要があります。
- ②医療的ケアの実施(実施校9校)により、医療的ケアが必要な児童生徒が身体的に安定した状態で教育活動に参加することができ、付き添う保護者の負担を軽減できました。また、スキルアップ研修会(2回)を実施し、教員と常勤講師(看護師免許所有)が、医療的ケアを実施するために必要な知識と技能を身に付けることができました。引き続き、特別支援学校において、安全で安心な医療的ケアを実施する必要があります。

- ③特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、企業のニーズをふまえた職業教育の充実を図るとともに、民間企業等の総務・人事部門での勤務経験を持つキャリア教育マネージャー（1人）およびキャリア教育サポーター（4人）を配置し、生徒本人に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行いました（企業訪問数 3,157回）。また、特別支援学校において計画的・組織的なキャリア教育を推進するため、特別支援学校版キャリア教育プログラムの作成と活用を促進するとともに、三重県ビルメンテナンス協会、企業、関係機関と連携した技能検定（清掃技能検定2回、看護・介助業務補助技能検定1回、接客サービス技能検定1回）を実施しました。「県民指標」については、こうした職業教育の充実や、キャリア教育マネージャー等による職場開拓の取組の結果、目標を達成できました。引き続き、就労先および職場実習先を選択・決定できるよう、職場開拓や関係機関等との連携を進める必要があります。
- ④特別支援学校のセンター的機能として、児童生徒の特性に応じた指導・支援の方法や個別の指導計画の作成について助言などを行い、小・中・高等学校の教員の特別支援教育にかかる専門性の向上を図りました。また、特別支援学校のコーディネーターには、発達障がい支援に係る研修（2回）を実施することで、小・中・高等学校への支援技術の充実を図りました。引き続き、教員の専門性の向上を図る必要があります。
- ⑤県立特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）、県立かがやき特別支援学校草の実分校・あすなる分校、県立松阪あゆみ特別支援学校の建設および備品等の整備を進めました。
- ⑥「障害者差別解消法」の施行をふまえ、合理的配慮にかかる研修支援を行いました（講師派遣 24回）。また、「三重県手話言語条例」の施行に向けて、手話を使用しやすい環境を整備するため、手話教育の環境整備や保護者に対する手話講習会の実施等、具体的な取組について検討しました。

平成 29 年度の取組方向

【教育委員会事務局 次長 宮路 正弘 電話:059-224-2942】

- ①市町教育委員会と連携して、小中学校への指導・助言を行うことにより、パーソナルカルテの一層の活用を促進します。また、通級による指導担当教員等研修講座の実施や、発達障がい支援員による高等学校への巡回相談等により、発達障がいのある児童生徒への指導と支援の充実を図ります。
- ②特別支援学校において、口腔・鼻腔内等の喀痰吸引、経管栄養等の医療的ケアを実施します。また、医師等と連携し、高度な医療的ケアに対応した支援体制を整備します。
- ③特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、引き続き、キャリア教育マネージャー等を配置し、生徒本人に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行います。また、特別支援学校版キャリア教育プログラムの作成と活用について指導・助言するとともに、清掃、看護・介助業務補助等の技能検定を実施します。
- ④特別支援学校がセンター的機能を発揮し、小・中・高等学校の教員の特別支援教育に係る専門性の向上を図ります。
- ⑤県立かがやき特別支援学校草の実分校・あすなる分校の備品等を整備します。また、平成 30 年 4 月に開校する県立松阪あゆみ特別支援学校の施設の建設および備品等の整備を進めます。
- ⑥「三重県手話施策推進計画」に基づき、手話教育の環境整備のための取組を進めていきます。

* 「○」のついた項目は、平成 29 年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の KPI の基本的な取組方向の番号を示しています。

施策 2 2 5

笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちの危険予測、危険回避能力を育むとともに、信頼できる学校・学級づくりを進めることで、子どもたちがいじめや暴力行為を許さない心を身につけ、安心して学校生活を送り、意欲的に学ぶことができている。

平成 31 年度末での到達目標

いじめや暴力行為、不登校に対して学校全体で解決に取り組む体制や、地域全体で学校内外における子どもたちの安全確保に向けた体制が整うとともに、子どもたち自身が安全への意識を高め、互いを認め合い、相手を思いやる心を身につけ、学校生活に安心を感じながら学ぶことができている。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標が目標値をやや下回りましたが、平成 28 年度より値が上昇したことや、判明している活動指標の達成状況をふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|-------------------------|---|------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 学校生活に安心を感じている子どもたちの割合 | 92.3% | 93.0% | 0.99 | 93.4% | | 95.0% |
| | | 92.7% | | | | |
| 目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 公立小学校 5 年生、公立中学校 2 年生、県立高等学校 2 年生を対象とした調査における「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合 | | | | | |
| 29 年度目標値の考え方 | 学校生活の安心感は現状においても、比較的高い状況ですが、子どもたちにとって特に重要な項目であることから、さらに上昇させることをめざし、段階的に設定しました。 | | | | | |

| 活動指標 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-------------------------------------|--------------------------------|--|--|------------|--|--|
| 基本事業 | 目標項目 | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| | | 22501 いじめや暴力のない学校づくり (教育委員会) | いじめの認知件数に対して、年度内に解消したものの割合 | 92.8% | 94.0% 集計中 | 未確定 |
| 22501 いじめや暴力のない学校づくり (教育委員会) | 小・中・高等学校における1,000人あたりの暴力行為発生件数 | 小学校 4.4件 中学校 7.6件 高等学校 2.5件 | 小学校 2.5件 中学校 7.4件 高等学校 2.6件 | 未確定 | 小学校 2.2件 中学校 7.2件 高等学校 2.4件 | 小学校 1.6件 中学校 6.8件 高等学校 2.0件 |
| | | 小学校 4.4件 中学校 7.6件 高等学校 2.5件 | 集計中 | | | |
| 22502 子どもたちの安全・安心 の確保 (教育委員会) | 児童等が交通安全マップを作製している小学校の割合 | 82.9% | 85.0% 85.4% | 1.00 | 90.0% | 100% |
| | | | | | | |
| 22503 不登校児童生徒への支援 (教育委員会) | 小・中・高等学校における1,000人あたりの不登校児童生徒数 | 小学校 4.6人 中学校 29.7人 高等学校 14.9人 | 小学校 4.5人 中学校 27.9人 高等学校 14.7人 | 未確定 | 小学校 4.3人 中学校 27.4人 高等学校 14.6人 | 小学校 3.9人 中学校 26.2人 高等学校 14.4人 |
| | | | 集計中 | | | |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 544 | 509 | 695 | | |
| 概算人件費 | | 173 | | | |
| (配置人員) | | (19人) | | | |

平成 28 年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①いじめや暴力行為等の問題行動、不登校や貧困など多様な課題に対応するため、スクールカウンセラーをすべての公立中学校区に配置し、配置時間の弾力的な運用を行うとともに、従来のスクールソーシャルワーカーの派遣に加えて、県立高校 6 校を拠点にスクールソーシャルワーカーがモデル 15 中学校区を巡回してスクールカウンセラーとのチーム支援を行うなど、学校の相談体制の充実と関係機関との連携を進めたことで、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの情報共有が図られました。今後も、チーム支援体制を構築していく必要があります。このような中、県民指標については、前年度より数値は改善していますが、目標値をやや下回っており、子どもたちが安心して学習することができるよう、様々な取組を関係者と連携して行っていく必要があります。
- ②小中学校 47 校（小学校 27 校、中学校 20 校）において、情報モラルやリスクに対する能力を把握する「みえネットスキルアップサポート」を実施し、子どもたちのインターネットの適切な利用等に対する知識・態度の育成を図りました。また、専門業者によるインターネット上での不適切な書き込みの検索、監視等（ネットパトロール）を実施（15 日間×3 回）するとともに、県内各地で保護者を対象としたネット啓発講座を開催（小中高等学校 38 校、2 団体）しました。さらに、紀北町全 4 中学校において、実態調査の結果をふまえ、中学生がスマートフォン等の適切な使用について、主体的に考え、課題を発見し、解決に向けた取組を進める「中学生スマホサミット」を開催しました。今後も、スマートフォン等の適切な使用について、児童生徒の主体的な活動や保護者への啓発を進めていく必要があります。
- ③交通安全教育を推進する指導者を養成し、児童生徒の危険予測、危険回避能力を育成するため、全中学校および特別支援学校中学部（中学校 157 校、特別支援学校中学部 15 校）の担当教員を対象に交通安全教室講習会を実施しました。また、県警と連携し、自転車指導警告票を含めた交通安全についての情報共有を図り、各学校における効果的な交通安全教育の実施につなげました。さらに、通学路安全対策アドバイザー等による通学路の点検などの安全対策や実践的な防犯教育の推進に取り組みました。今後も、安全教育の推進および安全体制の整備を図っていく必要があります。
- ④いじめや暴力行為等の問題行動や不登校等、児童生徒の課題への対応に向け、発達段階をふまえ自主的な態度を育成するため、小中学校 4 校、高等学校 2 校を推進校に指定し、小中学校では S S T（ソーシャルスキル・トレーニング）*、県立学校では各校の課題に応じた生徒の主体的な取組を進めました。また、不登校の未然防止を推進するため、名張市全 19 小中学校において、魅力ある学校づくりについて調査研究を実施し、児童生徒の豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの生き抜く力の育成を図りました。さらに、組織的な指導体制構築のための研修を校種別に実施しました。今後も、子どもの問題解決能力を育成する取組を推進していく必要があります。

平成 29 年度 of 取組方向

【教育委員会事務局 次長 宮路 正弘 電話：059-224-2942】

- ①各学校におけるスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を一層推進するため、「スクールソーシャルワーカー活用事例集」を活用した研修会の実施を通して、チームでの学校指導体制の構築と、教員の指導力の向上を図ります。また、「三重県いじめ防止条例（仮称）」の制定に向け、子どもの視点を大切にしながら準備を進めます。
- ②スマートフォンを含む携帯電話やインターネットの利用にかかる問題への対応について、みえネットスキルアップサポートやネット啓発講座、「ネットトラブル対応事例集」を活用した研修会の実施を通して、児童生徒の情報モラルの育成や教職員の指導力の向上を図ります。

- ③学校における教育活動全体を通して、子どもたちの交通安全教育・防犯教育を推進するため、通学路安全対策アドバイザー等を要請のあった学校に派遣し、通学路の合同点検等、交通安全を確保する体制を構築するとともに、交通安全教室および防犯教室等を実施し、児童生徒の危険予測、危険回避能力の育成を図ります。
- ④児童生徒の社会性を育成するため、小中学校の推進校に、講師や指導主事を派遣してSST（ソーシャルスキル・トレーニング）を進め、子どもたちの問題解決能力の育成を図ります。特に、「魅力ある学校づくり調査研究事業」における名張市での取組が、中学校での新たな不登校を生まない点で成果を上げていることから、その取組を県内の学校および市町等教育委員会へ情報提供するとともに、新たに伊勢市を指定し、取組を進めます。また、高等学校の推進校では、生徒会役員を対象に、意見交流会（みえ高校生生徒会フォーラム）を開催し、生徒がより良い学校づくりに主体的に参画し、自ら学校の課題解決を図る取組を推進します。

* 「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

施策 2 2 6

地域に開かれ信頼される学校づくり

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちの学びと育ちを支えるため、保護者や地域住民の学校運営等への参画が進み、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が行われています。

また、子どもたちが学校生活全体を通じ、自分の興味・関心や将来の目標に応じて、多様な選択肢の中で主体的に学ぶとともに、集団の中で切磋琢磨することで、豊かな人間性や学ぶ力を身につけています。

さらに、教職員が指導力や人間性を磨き、意欲的な指導を実践し、県民からの信頼が高まっています。

平成 31 年度末での到達目標

保護者や地域住民の学校運営等への参画が進むことにより、学校・家庭・地域の関係者が一体となった「地域とともにある学校づくり」が進められています。

また、さまざまな研修や学校マネジメントの取組が充実することにより、各学校における組織的な授業改善等の取組が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標の目標は達成しましたが、活動指標の「コミュニティ・スクール*に取り組んでいる小中学校の割合」の実績値を勘案し、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|---------------------------|---|------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| コミュニティ・スクール等に取り組んでいる市町の割合 | | 69.0% | 1.00 | 72.4% | | 86.2% |
| | 65.5% | 72.4% | | | | |
| 目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | コミュニティ・スクールや学校支援地域本部*の取組を推進している市町の割合 | | | | | |
| 29 年度目標値の考え方 | 市町に対して、成果の普及や導入の働きかけを行うことにより、三重県型コミュニティ・スクール、学校支援地域本部のいずれかに取り組む市町の割合が平成 31 年度に 25 市町(86.2%)になることを目標とし、段階的に設定しました。 | | | | | |

| 活動指標 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|---------------------------------|--|--------------------------------|--|----------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| | | 22601 開かれた 学校づくり (教育委員会) | コミュニティ・ スクールに取り 組んでいる 小中学校の割合 | 14.6% | 18.0% 17.2% | 0.96 |
| | 学校支援地域 本部に取り組 んでいる小中 中学校の割合 | 42.0% | 44.0% 48.1% | 1.00 | 49.4% | 50.8% |
| 22602 学校の特 色化・魅力化 (教育委員会) | 地域の活性化 に向けて特色 ある教育活動 に取り組んで いる県立高等 学校の数(累 計) | 14校 | 20校 23校 | 1.00 | 25校 | 35校 |
| 22603 教職員の 資質向上 (教育委員会) | 授業で主体 的・協働的に学 習に取り組ん でいると感じ る子どもたち の割合 | 小学生 71.0% 中学生 69.9% | 小学生 73.2% 中学生 72.0% 小学生 75.0% 中学生 73.1% | 小学生 1.00 中学生 1.00 | 小学生 75.4% 中学生 74.0% | 小学生 80.0% 中学生 78.0% |
| 22604 私学教育 の振興 (環境生活部) | 私立学校にお ける特色ある 教育・学校運営 の取組事例数 | 100件 | 104件 114件 | 1.00 | 108件 | 115件 |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 6,857 | 6,908 | 6,946 | | |
| 概算人件費 | | 876 | | | |
| (配置人員) | | (96人) | | | |

平成28年度 of 取組概要と成果、残された課題

①地域の実情に応じたコミュニティ・スクールを構築し、地域住民等が学校運営や教育活動に参画・協働する仕組みの拡充を図るため、県内全4会場で担当課長および指導主事等(計54人)が参加し、各市町の成果と課題等についての協議を行いました。また、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換をめざし、コミュニティ・スクール、学校支援地域本部に加え、地域ボランティア等の関係者も対象としたフォーラムを開催し、県内の実践事例の発表や、コミュニティ・スクールの先進県である山口県の取組等の情報共有を行いました。「県民指標」は、推進協議会の開催等の取組により、学校支援地域本部の設置拡大やコミュニティ・スクールへのステップアップが進み、目標を達成できました。引き続き、地域とともにある学校づくりを推進していく必要があります。

- ②土曜日等を有効に活用した教育活動の充実を図るため、土曜日の授業等にかかる実施状況調査を取りまとめ、市町教育委員会および学校等に周知しました。また、新たに大学生や退職教員などの地域住民等の協力による学習支援として、7市町34校(21小学校、13中学校)で地域未来塾*に取り組みました。
- ③小中一貫教育に先導的に取り組む教育委員会(3市)の取組を支援しました。また、推進協議会を開催し、情報共有を図るとともに、学識経験者から助言等をいただくことにより、小中一貫教育への理解を深めました。
- ④平成30年4月の四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科設置に向け、専攻科設置準備委員会(3回開催)とワーキング会議(9回開催)を設置し、教育課程や入学者選抜の方法、実習棟建設に伴う施設・設備の検討等を行いました。また、専攻科の周知と採用時の待遇等について検討いただくとともに産業界のニーズを把握するため、企業訪問(153カ所)を行いました。さらに、リーフレットを作成し県内企業、県内高等学校、工業学科の生徒へ配布しました。
- ⑤三重県教育改革推進会議を開催し、高等学校の活性化について幅広い視点から議論した内容をふまえ、「県立高等学校活性化計画(平成29年3月)」を策定しました。同計画では、活性化の取組に地方創生や地域の担い手育成の視点を取り入れたほか、1学年2～3学級規模の高等学校について地域と一体となって活性化を図る枠組みを設けました。また、少子化等の課題のある地域(伊勢志摩・伊賀・紀南)において、高等学校が活力ある教育活動を行い、生徒の社会性を育む場であり続けられるよう、協議会を開催し、地域の高等学校のあり方について協議しました。引き続き、地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等に配慮しながら、検討を進める必要があります。
- ⑥教職員の授業力向上や授業改善につながる研修を実施するとともに、多様な教育課題に対応した教育が実践できるよう、教職員の専門性の向上を図る研修を実施しました。また、次期学習指導要領をふまえ、「教科等研修」に、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点を取り入れるとともに、ネットDE研修「アクティブ・ラーニング」と組み合わせた講座を実施(43講座)することで、研修効果を高めるよう工夫して実施しました。引き続き、子どもたちの主体的・対話的で深い学びが展開されるよう、授業改善を図る研修を充実させていく必要があります。
- ⑦子どもたちの英語力を育成するため、英語教育改善プランに基づき、英語教育推進研修を継続するとともに、英語教育に携わる教員の資質向上を図るため、小学校の英語教育の中核的役割を担う教員(各校1人)および中・高等学校のすべての英語科教員を対象に、国の英語教育推進リーダー中央研修の内容を普及する研修を実施(延べ36講座)しました。また、中学校については、各校1人の英語教員を対象としたCAN-DORリスト作成・活用講座を実施(延べ4講座)しました。引き続き、研修内容が学校で活用されるよう、取組を進める必要があります。
- ⑧子どもたちの心の問題が年々複雑化・多様化していることから、総合教育センターに、臨床心理相談専門員を6人配置し、学校だけでは解決が難しいケースを中心に、専門的な教育相談を実施(9,520件)し、子どもや保護者、関係教職員を支援しました。また、いじめに関する電話相談を実施(142件)し、必要に応じ関係機関と連携して対応しました。さらに、教育相談担当教員をはじめとする教職員の教育相談にかかる力量を向上させるため、教育相談研修を実施(22講座)しました。一方、県内においては命に関わる事案も発生しており、今後も教育相談のニーズに的確に対応していく必要があります。
- ⑨私立学校において、個性豊かで多様な教育サービスが充実されるよう、経常的経費への助成を行いました。

平成 29 年度の取組方向 【教育委員会事務局 次長 宮路 正弘 電話:059-224-2942】

- ①地域とともにある学校づくりサポーター*を派遣し、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の導入に向けた組織づくりや、導入後に保護者や地域住民の方々が学校運営に参画・協働する仕組みの充実を図ります。
- ②土曜日の授業等の効果的な取組事例を市町教育委員会に研修会等で紹介するなど、土曜日等を有効に活用した教育活動の充実を図ります。また、学校支援地域本部事業（地域未来塾を含む）の好事例を市町に情報共有することにより、児童生徒への学習支援活動の推進を図ります。
- ③平成 29 年度に県内初の義務教育学校として「みさとの丘学園」を開校する津市や小中一貫教育に先導的に取り組む 3 市（桑名市、いなべ市、名張市）の教育委員会の取組を支援するとともに、その効果的な取組を必要に応じて研修会等で他市町と情報共有し、小中一貫教育への理解を深めます。
- ④四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科については、新たなリーフレットを配布し、ものづくり創造専攻科の周知を図ります。また、入学者選抜実施要項の作成および入学者選抜を実施（9 月、11 月）します。さらに、専攻科の教育計画を策定するとともに、実習棟の整備を進め、専攻科の学習活動を支援していただける企業を開拓していきます。
- ⑤三重県教育改革推進会議において教育課題について審議するとともに、「県立高等学校活性化計画」に基づき、県立高等学校の活性化を推進します。また、少子化等課題のある地域や、1 学年 2 学級および 3 学級の高等学校においては、地域協議会や学校別の協議会を開催し、地域等と一体となって高等学校の活性化に向けて、取組を進めます。
- ⑥主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が進むよう、教科等研修等において、アクティブ・ラーニングの視点を大切にしたい、より実践的な研修を実施します。また、教員自身が主体的・対話的で深い学びを体験できるよう、研修の中にアクティブ・ラーニング型の演習を取り入れるなど、研修の充実を図ります。
- ⑦小学校における英語教育の早期化・教科化に向けて、実践的指導力の向上を図る研修等を実施します。また、各小学校で実施する校内研修を一層充実させるため、国が提供する補助教材等の活用を推進するとともに、市町教育委員会と連携を図り、必要な支援を進めます。中・高等学校については、CAN-DO リストを活用した授業改善を進めるため、4 技能を総合的に育成する指導方法等について学ぶ研修等を実施するとともに、研修内容が授業で活用されるよう、研修講座で啓発します。
- ⑧複雑化・多様化した子どもの心の問題解決に向けて、今後も専門的な教育相談を着実に実施していきます。また、いじめや体罰に関する電話相談が寄せられた場合には、関係機関と速やかに情報共有し、迅速な対応につなげます。さらに、教育相談研修を円滑に実施します。
- ⑨公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育サービスが充実されるよう、引き続き、私立学校への支援を行います。

*「○」のついた項目は、平成 29 年度に特に注力するポイントを示しています。

*「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の KPI の基本的な取組方向の番号を示しています。